別添1

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（認定の際に指定する周波数の表示） 第七十条　広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。 一～三　（略） 四　補完放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の九に規定する補完放送をいう。以下同じ。）の方法（補完放送を行う場合に限る。） 五～十一　（略） ２～４　（略） （テレビジョン放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例） 第百二十条　（略） ２～４　（略）	（認定の際に指定する周波数の表示） 第七十条　（同上） 一～三　（同上） 四　補完放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十七に規定する補完放送をいう。以下同じ。）の方法（補完放送を行う場合に限る。） 五～十一　（同上） ２～４　（同上） （テレビジョン放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例） 第百二十条　（同上） ２～４　（同上） ５　前各項の規定にかかわらず、第百四条から第百十五条までの規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の業務

第百二十二条　（略）

２～４　（略）

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条　（略）

２　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

３　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局（地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

４・５　（略）

第百二十二条　（同上）

２～４　（同上）

５　前各項の規定にかかわらず、第百四条から第百十五条までの規定は、衛星基幹放送のうち、テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の業務に用いられる放送設備について適用しない。

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条　（同上）

２　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第六までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（同上）

３　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局（地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第六までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（同上）

４・５　（同上）

（適用除外）

第二百十四条　法第百七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　一般放送の業務を行おうとする者の放送番組に係る信号の送信時に、当該信号を送出するための装置の出力端子における一の放送番組に係る信号の伝送速度が毎秒二メガビット（デジタル放送の標準方式第四条に規定する情報源符号化方式を用いる場合にあつては、毎秒四メガビット）以下である有線一般放送（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二章第二節から第四節までに規定する放送方式による有線一般放送及びラジオ放送を除く。）

２　（略）

別表第一号（第 16 条第２項関係）

協会国際衛星放送の業務開始届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
日本放送協会会長
氏　　名（記名押印又は署名）

次のとおり協会国際衛星放送の業務を開始したので、放送法第 25 条の規定により届け出ます。

協会国際衛星放送の種類（注１）	
（略）	

注１　「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。

注２～注４　（略）

（適用除外）

第二百十四条　（同上）

一～七　（同上）

八　一般放送の業務を行おうとする者の放送番組に係る信号の送信時に、当該信号を送出するための装置の出力端子における一の放送番組に係る信号の伝送速度が毎秒二メガビット（デジタル放送の標準方式第四条に規定する情報源符号化方式を用いる場合にあつては、毎秒四メガビット）以下である有線一般放送（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二章第二節から第六節までに規定する放送方式による有線一般放送及びラジオ放送を除く。）

２　（同上）

別表第一号（第 16 条第２項関係）
（同左）

注１　「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載するとともに、デジタル放送を行う場合は「テレビジョン放送（デジタル放送）」のように記載すること。

注２～注４　（同左）

別表第五号（第六十条関係）

一～四　（略）

五　放送の種類による基幹放送の区分

(1)～(3)　（略）

(4)　テレビジョン放送

ア　高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送

イ　標準テレビジョン放送

(5)　マルチメディア放送

(6)　多重放送

イ　超短波文字多重放送

ア　超短波音声多重放送

(7)　データ放送

六～九　（略）

（注）

一～三　（略）

四～十三　（略）

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号

住　　所

（ふりがな）

氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は書名）

電話番号

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注１）	
（略）	
放送事項（注３）	
（略）	

注１　法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の

別表第五号（第六十条関係）

一～四　（同上）

五　（同上）

(1)～(3)　（同上）

(4)　テレビジョン放送

(5)　高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送

(6)　標準テレビジョン放送

(7)　（同上）

(8)　（同上）

ア　超短波音声多重放送

イ　超短波文字多重放送

ウ　標準テレビジョン音声多重放送

エ　標準テレビジョン文字多重放送

オ　標準テレビジョン・データ多重放送

(9)　データ放送

六～九　（同上）

（注）

一～三　（同上）

四　この表において、「標準テレビジョン音声多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十一に規定する標準テレビジョン音声多重放送をいう。

五　この表において、「標準テレビジョン文字多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十二に規定する標準テレビジョン文字多重放送をいう。

六　この表において、「標準テレビジョン・データ多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十三に規定する標準テレビジョン・データ多重放送をいう。

七～十六　（同上）

別表第六の一号（第64条関係）

（同左）

注１　（同左）

区分」の各項目を記載すること（同項目に区分の規定がない場合には、同「１　総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」のように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例）

「地上基幹放送―テレビジョン放送―民間基幹放送事業者の放送―総合放送―広域放送」

注２　（略）

注３

(1)　（略）

(2)　超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3)　（略）

注４・注５　（略）

別表第六の二号(第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号

住　　所

(ふりがな)

氏　　名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第３項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注１）	
（略）	
放送事項（注５）	
（略）	

注１　法第91条第１項の規定による基幹放送普及計画の「第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること（同項目に区分の規定がない場合には、同「１　総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例）　「衛星基幹放送―テレビジョン放送」

注２～注４　（略）

注５

(1)～(3)　（略）

(4)　超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合（1）から(3)までに定めるもののほか、次のアからエまでに掲げる事項について具体的な計画を定めてい

（記載例）

「地上基幹放送（デジタル放送）―テレビジョン放送―協会の放送―総合放送―広域放送」

注２　（同左）

注３

(1)　（同左）

(2)　超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3)　（同左）

注４・注５　（同左）

別表第六の二号(第 64 条関係)

（同左）

注１　（同左）

（記載例）　「衛星基幹放送（デジタル放送）―テレビジョン放送」

注２～注４　（同左）

注５

(1)～(3)　（同左）

(4)　（同左）

るときは、併せて記載すること。

ア　高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ～エ　（略）

(5)　（略）

(6)　有料放送を含む基幹放送を行う場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

注６・注７　（略）

別表第六の三号(第64条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
(ふりがな)
氏　　名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第３項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注１）	
（略）	

注１　法第91条第１項の規定による基幹放送普及計画の「第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例）　「移動受信用地上基幹放送（207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用する放送）―マルチメディア放送」

注２～注６　（略）

別表第七の一号（第65条第１項関係）

ア　高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間（当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ～エ　（同左）

(5)　（同左）

注６・注７　（同左）

別表第六の三号(第 64 条関係)

（同左）

注１　（同左）

（記載例）　「移動受信用地上基幹放送（207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送）―マルチメディア放送」

注２～注６　（同左）

別表第七の一号（第65条第１項関係）

第１　地上基幹放送に係る事業計画書

長辺

事業計画書

（別紙）

□（１）　経営形態及び資本又は出資の額
□（２）　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□（３）　主たる出資者及び議決権の数
□（４）　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項
□（５）　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□（６）　役員に関する事項
□（７）　放送番組の編集の基準
□（８）　放送番組の編集に関する基本計画
□（９）　週間放送番組の編集に関する事項
□(10)　放送番組の審議機関に関する事項
□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□(12)　災害放送に関する事項
□(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
□(14)　試験の方法及び具体的計画
□(15)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
□(16)　将来の事業予定
□(17)　認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　（略）

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

（１）・（２）　（略）

（３）　別紙（３）は、次の様式により記載すること。

ア　主たる出資者及び議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住　所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備　考
			%	

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

第１　（同左）

長辺

事業計画書

（別紙）

□（１）　経営形態及び資本又は出資の額
□（２）　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□（３）　主たる出資者及び議決権の数
□（４）　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項
□（５）　10分の１を超える議決権を有する他の基幹放送事業者に関する事項
□（６）　役員に関する事項
□（７）　放送番組の編集の基準
□（８）　放送番組の編集に関する基本計画
□（９）　週間放送番組の編集に関する事項
□(10)　放送番組の審議機関に関する事項
□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□(12)　災害放送に関する事項
□(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
□(14)　試験の方法及び具体的計画
□(15)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
□(16)　将来の事業予定
□(17)　認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　（同左）

注２　（同左）

（１）・（２）　（同左）

（３）　（同左）

ア　（同左）

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者について記載すること。

（注２）～（注８）　（略）

イ　外国人等の占める議決権の数

（様式略）

（注１）～（注６）　（略）

（注７）　特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

（注８）（略）

（４）　別紙（４）は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の１を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の１を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

（注１）　議決権の取扱いは、次の(ｱ)から(ｳ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ｱ)　（略）

(ｲ)　一の者が議決権の２分の１を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ｳ)　（略）

（注２）～（注８）　（同左）

イ　（同左）

（注１）～（注６）　（同左）

（注７）（同左）

（４）　（同左）

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が基幹放送事業者の10分の１を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の１を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

（注１）　（同左）

(ｱ)　（同左）

(ｲ)　一の者が議決権の２分の１を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ｳ)　（同左）

（注２）～（注４）　（略）

（５）　別紙（５）は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		％	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		％	

（注１）・（注２）　（略）

（６）～（８）　（略）

（９）　別紙（９）は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア　放送番組表

(ｱ)　（略）

(ｲ)　超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

（様式略）

（注１）～（注５）　（略）

(ｳ)　（略）

イ　（略）

ウ　他から供給を受ける放送番組の時間等

(ｱ)　（略）

(ｲ)　超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

（様式略）

（注１）～（注５）　（略）

(ｳ)　（略）

(10)～(15)　（略）

別表第七の二号（第65条第１項関係）

第２　衛星基幹放送に係る事業計画書

（注２）～（注４）　（同左）

（５）　（同左）

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の１を超える議決権を有する他の基幹放送事業者 (A)		％	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		％	

（注１）・（注２）　（同左）

（６）～（８）　（同左）

（９）　（同左）

ア　（同左）

(ｱ)　（同左）

(ｲ)　超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送の業務の場合

（同左）

（注１）～（注５）　（同左）

(ｳ)　（同左）

イ　（同左）

ウ　（同左）

(ｱ)　（同左）

(ｲ)　超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送の業務の場合

（同左）

（注１）～（注５）　（同左）

(ｳ)　（同左）

(10)～(15)　（同左）

別表第七の二号（第65条第１項関係）

第２　（同左）

長辺

事業計画書

（別紙）

□（１）　経営形態及び資本又は出資の額

□（２）　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法

□（３）　主たる出資者及び議決権の数

□（４）　100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項

□（５）　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項

□（６）　役員に関する事項

□（７）　放送番組の編集に関する事項

□（８）　放送番組の編集に関する基本計画

□（９）　週間放送番組の編集に関する事項

□(10)　放送番組の審議機関に関する事項

□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

□(12)　災害放送に関する事項

□(13)　将来の事業予定

□(14)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　（略）

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

（１）・（２）　（略）

（３）　別紙（３）は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住　所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備　考
			%	

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

（注２）～（注８）　（略）

（４）　別紙（４）は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の１を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超え	備考

長辺

事業計画書

（別紙）

□（１）　経営形態及び資本又は出資の額

□（２）　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法

□（３）　主たる出資者及び議決権の数

□（４）　100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項

□（５）　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者に関する事項

□（６）　役員に関する事項

□（７）　放送番組の編集に関する事項

□（８）　放送番組の編集に関する基本計画

□（９）　週間放送番組の編集に関する事項

□(10)　放送番組の審議機関に関する事項

□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

□(12)　災害放送に関する事項

□(13)　将来の事業予定

□(14)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　（同左）

注２　（同左）

（１）・（２）　（同左）

（３）　（同左）

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者について記載すること。

（注２）～（注８）　（同左）

（４）　（同左）

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の１を超える議決権又は衛星基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名	備考

			る議決権を有する場合、当該事業者の名称	
100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

（注１）～（注４）　（略）

（５）　別紙（５）は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

（注１）・（注２）　（略）

（６）～(14)　（略）

別表第七の三号（第65条第１項関係）

第３　移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

長辺

事業計画書

（別紙）

			称	
100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

（注１）～（注４）　（同左）

（５）　（同左）

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

（注１）・（注２）　（同左）

（６）～(14)　（同左）

別表第七の三号（第65条第１項関係）

第３　（同左）

長辺

事業計画書

（別紙）

□（１）　経営形態及び資本又は出資の額
□（２）　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□（３）　主たる出資者及び議決権の数
□（４）　100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
□（５）　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□（６）　役員に関する事項
□（７）　放送番組の編集に関する事項
□（８）　放送番組の編集に関する基本計画
□（９）　週間放送番組の編集に関する事項
□(10)　放送番組の審議機関に関する事項
□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□(12)　災害放送に関する事項
□(13)　将来の事業予定
□(14)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　（略）

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

（１）・（２）　（略）

（３）　別紙（３）は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住　所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備　考
			%	

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

（注２）～（注８）　（略）

（４）　別紙（４）は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の１を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考

□（１）　経営形態及び資本又は出資の額
□（２）　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□（３）　主たる出資者及び議決権の数
□（４）　100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
□（５）　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□（６）　役員に関する事項
□（７）　放送番組の編集に関する事項
□（８）　放送番組の編集に関する基本計画
□（９）　週間放送番組の編集に関する事項
□(10)　放送番組の審議機関に関する事項
□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□(12)　災害放送に関する事項
□(13)　将来の事業予定
□(14)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　（同左）

注２　（同左）

（１）・（２）　（同左）

（３）　（同左）

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者について記載すること。

（注２）～（注８）　（同左）

（４）　（同左）

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の１を超える議決権又は移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考

100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

（注１）～（注４）　（略）

（５）　別紙（５）は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

（注１）・（注２）　（略）

（６）～(14)　（略）

別表第八号（第65条第１項関係）

第１　見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収	事業収支	基幹放送の業務を行う事業の収

100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

（注１）～（注４）　（同左）

（５）　（同左）

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

（注１）・（注２）　（同左）

（６）～(14)　（同左）

別表第八号（第65条第１項関係）

第１　（同左）

（同左）

		支		支		支		支		支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
その他										
2　売上原価										
放送費										
放送委託費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3　売上総利益（1－2）										
4　販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5　営業利益（3－4）										
6　営業外収益										
7　営業外費用										
8　経常利益（5＋（6－7））										
備考										

注１～注６　（略）

第２　見積りの根拠

ア　収益

（表略）

注１　第１の表の１の項の収益の科目ごとに、第１年目、第２年目、第３年目、第４年目及び第５年目の別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第２年目、第３年目、第４年目及び第５年目の収益の記載を省略することができる。

注２～４　（略）

イ　（略）

注１～注６　（同左）

第２　（同左）

ア　（同左）

（同左）

注１　第１の表の１の項の収益の科目ごとに、第１年目、第２年目、第３年目、第４年目及び第５年目の別に記載することとし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第２年目、第３年目、第４年目及び第５年目の収益の記載を省略することができる。

注２～４　（同左）

イ　（同左）

第３　（略）

別表第二十号（第78条第1項関係）

第１　申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電　話　番　号

放送法第98条第２項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第３項前段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

１～５　（略）

６　承継に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。）、認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）	認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

７・８　（略）

第２　（略）

別表第二十一号（第79条第１項関係）

第１　申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電　話　番　号

放送法第98条第２項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98

第３　（同左）

別表第二十号（第78条第1項関係）

第１　（同左）

（同左）

１～５　（同左）

６　（同左）

基幹放送の種類	認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）	認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

７・８　（同左）

第２　（同左）

別表第二十一号（第79条第１項関係）

第１　（同左）

（同左）

条第３項後段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

１～４　（略）

５　承継（又は認可）に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。）、認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）	認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

６・７　（略）

注１～注３　（略）

第２　（略）

別表第三十一号（第134条関係）

登録申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号

住　　所

（ふりがな）

氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電　話　番　号

放送法第126条第１項の規定により総務大臣の登録を受けたいので、同条第２項の規定により申請します。

一般放送の種類	
一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
業務区域	
放送法第128条第１号から第５号までの該当の有無	□　有　　□　無

注１　（略）

注２　一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、衛星一般放送の業務を行う場合は、次により記載した上で別紙１を添付し、有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙２を添付すること。

(1)～(4)　（略）

注３～注６　（略）

別紙１（別表第三十一号関係）

（略）

別紙２（別表第三十一号関係）

１～４　（同左）

５　（同左）

基幹放送の種類	認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）	認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

６・７　（同左）

注１～注３　（同左）

第２　（同左）

別表第三十一号（第134条関係）

（同左）

注１　（同左）

注２　（同左）

(1)～(4)　（同左）

注３～注６　（同左）

別紙１（別表第三十一号関係）

（同左）

別紙２（別表第三十一号関係）

1　有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

（略）						
(3)　使用する周波数	周波数	周波数帯幅及び変調型式	用途	備考	再放送の同意	同意を得た放送事業者
(4)　系統図	ヘッドエンド					
	設備					
	レベル					
（略）						

(8)　中継増幅器	（略）							
	その他の増幅器	種類	増幅することができる周波数の範囲	定格入力レベル	定格出力レベル	雑音指数	同時に増幅することができる周波数の数	台数
			MHzからMHzまで	dBμ	dBμ	dB		
（略）								

注１～注８　（略）

注９　(3)の備考の欄は、送信の方式が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第２条第10号から第13号までのいずれかに該当する場合は、その送信の方式を記載すること。

注10～注12　（略）

注13　(4) のレベルの欄は、設備系統図に記載した機器の送信の方式が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第２条第10号から第13号までのいずれかに該当する場合に、「別図（レベルダイヤグラム）に記載のとおり。」と記載し、別図に、レベルのダイヤグラムを次により記載すること。ただし、タップオフ出力端子のレベルを記載することが困難な場合は、これを受信者端子のレベルの記載に代えることができる。

(1)　ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統については、光送信機からタップオフまでの分岐数が最多となる幹線系統のうち、幹線のこう長が最長となる幹線系統について、ヘッドエンドの光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器並びに(8)から(15)までの欄の機器（(11)電源供給器及び(12)保安装置を除く。）における光レベルのダイヤグラムを記載すること。また、光送信機の相対強度雑音及び光増幅器の雑音指数を付記すること。

(2)　(1)以外の各幹線系統については、設備系統図に記載した機器についてヘッドエンド出力端子からタップオフ出力端子までにおけるレベルのダイヤグラムを次により記載すること。

1　（同左）

注１～注８　（同左）

注９　(3)の備考の欄は、送信の方式が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第２条第10号から第15号までのいずれかに該当する場合は、その送信の方式を記載すること。

注10～注12　（同左）

注13　(4) のレベルの欄は、設備系統図に記載した機器の送信の方式が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第２条第10号から第15号までのいずれかに該当する場合に、「別図（レベルダイヤグラム）に記載のとおり。」と記載し、別図に、レベルのダイヤグラムを次により記載すること。ただし、タップオフ出力端子のレベルを記載することが困難な場合は、これを受信者端子のレベルの記載に代えることができる。

(1)　（同左）

(2)　（同左）

ア・イ　（略）

(3)　レベルに関して、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第12条第２項又は第15条第２項のいずれかに該当する場合は、当該各項の規定の適用に係る端子を明記すること。

注14～注27　（略）

注28　(8)の同時に増幅することができる周波数の数の欄には、例えば、「デジタル有線テレビジョン放送方式に準拠する方式による搬送波(何)波」、「超短波放送の標準方式に準拠する方式による音声信号搬送波(何)波」、「パイロット信号(何)波」のように記載すること。

注29～注41　（略）

２～４　（略）

別表第三十三号（第136条第２項第１号関係）

事業計画書

長辺

（別紙）

□（１）　役員等に関する事項

□（２）　放送番組の編集の基準

□（３）　放送番組の編集に関する基本計画

□（４）　週間放送番組の編集に関する事項

□（５）　放送番組の審議機関に関する事項

□（６）　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

□（７）　一般放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　（略）

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

(1)　別紙(１)は、次の様式により記載すること。(申請者が団体であるときはこれに準ずること。)

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

（注１）～（注５）　（略）

(2)～(8)　（略）

ア　テレビジョン放送の標準方式に準拠する方式、テレビジョン音声多重放送の標準方式に準拠する方式、テレビジョン文字多重放送の標準方式に準拠する方式及びテレビジョン・データ多重放送の標準方式に準拠する方式による有線一般放送の搬送波については、映像信号搬送波のレベルのみとし、その映像信号搬送波の数が２以上の場合は、それぞれのレベルの最高のものと最低のもののみとし、その周波数を付記すること。

イ・ウ　（同左）

(3)　レベルに関して、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第12条第２項、第16条第２項又は第22条第２項のいずれかに該当する場合は、当該各項の規定の適用に係る端子を明記すること。

注14～注27　（同左）

注28　(8)の同時に増幅することができる周波数の数の欄には、例えば、「テレビジョン放送の標準方式に準拠する方式による映像・音声信号搬送波各(何)波」、「超短波放送の標準方式に準拠する方式による音声信号搬送波(何)波」、「パイロット信号(何)波」のように記載すること。

注29～注41　（同左）

２～４　（同左）

別表第三十三号（第136条第２項第１号関係）

事業計画書

長辺

（別紙）

□（１）　役員等に関する事項

□（２）　放送番組の編集の基準

□（３）　放送番組の編集に関する基本計画

□（４）　週間放送番組の編集に関する事項

□（５）　放送番組の審議機関に関する事項

□（６）　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

□（７）　一般放送の事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　（同左）

注２　（同左）

(1)　（同左）

ふりがな 委員の氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

（注１）～（注５）　（同左）

(2)～(8)　（同左）

別表第四十の一号（第141条関係）

有線一般放送業務開始届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電　話　番　号

有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

（略）				
業務	使用する周波数	用　　途	再放送の同意	同意を得た放送事業者
（略）				

注１～注４　（略）

注５　用途の欄には、例えば、「ＮＨＫ（(何)テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送」、「(何）社（何）テレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何）社（何）一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

注６～注11　（略）

別表第四十九号（第159条関係）

有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電　話　番　号
登　録　番　号

別表第四十の一号（第141条関係）

（同左）

注１～注４　（同左）

注５　用途の欄には、例えば、「ＮＨＫ（(何)テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送」、「(何）社（何）デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何）社（何）一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

注６～注11　（同左）

別表第四十九号（第159条関係）

（同左）

放送法施行規則第159条の規定により、　　年４月１日から　　年３月31日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。

（略）											
(3)　事故発生状況	（略）								影響を受けた有線一般放送の業務		

注１～注10　（略）

注11　「影響を受けた有線一般放送の業務」の欄は、地上テレビジョン放送、ＢＳ放送、ＣＳ放送、自主放送等の区分ごとに、チャンネル数を記載すること。

注12　（略）

注１～注10　（同左）

注11　「影響を受けた有線一般放送の業務」の欄は、地上デジタルテレビジョン放送、ＢＳ放送、ＣＳ放送、自主放送等の区分ごとに、チャンネル数を記載すること。

注12　（同左）

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義等） 第二条　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。 一～二十五　（略） 二十六　「ステレオホニツク放送」とは、中波放送、超短波放送又はテレビジョン放送であつて、その聴取者に音響の立体感を与えるため、左側信号及び右側信号を一の放送局（放送をする無線局をいう。）から同時に一の周波数の電波により伝送して行うものをいう。 二十七～二十八の七　（略）	（定義等） 第二条　（同上） 一～二十五　（同上） 二十六　「ステレオホニツク放送」とは、次に掲げるものをいう。 (1)　中波放送、超短波放送又はテレビジョン放送であつて、その聴取者に音響の立体感を与えるため、左側信号及び右側信号を一の放送局（放送をする無線局をいう。）から同時に一の周波数の電波により伝送して行うもの (2)　テレビジョン音声多重放送であつて、その聴取者に同時に放送されるテレビジョン音声多重放送の放送番組の音響の立体感を与えるために行うもの 二十七～二十八の七　（同上） 二十八の八　「テレビジョン音声多重放送」とは、テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。 二十八の九　「テレビジョン文字多重放送」とは、テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。

二十八の八　「デジタル放送」とは、デジタル方式の無線局により行われる放送をいう。

二十八の九　「補完放送」とは、次に掲げるものをいう。

(1)・(2)　（略）

二十九～八十四の五　（略）

二十八の十　「テレビジョン・データ多重放送」とは、テレビジョン放送の電波に重畳して、二値のデジタル情報を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。

二十八の十一　「標準テレビジョン音声多重放送」とは、テレビジョン音声多重放送であつて、標準テレビジョン放送の電波に重畳して送るものをいう。

二十八の十二　「標準テレビジョン文字多重放送」とは、テレビジョン文字多重放送であつて、標準テレビジョン放送の電波に重畳して送るものをいう。

二十八の十三　「標準テレビジョン・データ多重放送」とは、テレビジョン・データ多重放送であつて、標準テレビジョン放送の電波に重畳して送るものをいう。

二十八の十四　「高精細度テレビジョン音声多重放送」とは、テレビジョン音声多重放送であつて、高精細度テレビジョン放送の電波に重畳して送るものをいう。

二十八の十五　「高精細度テレビジョン・データ多重放送」とは、テレビジョン・データ多重放送であつて、高精細度テレビジョン放送の電波に重畳して送るものをいう。

二十八の十六　（同上）

二十八の十七　（同上）

(1)・(2)　（同上）

二十九～八十四の五　（同上）

八十五　「クロック周波数」とは、文字信号を一定の速度で伝送するための時刻の基準となるパルスの基本周波数をいう。

八十六　削除

八十七～九十三　（略）

2　（略）

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一　（略）

二　地上基幹放送局（四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行う無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のものに限る。）

八十五　「ペデスタルレベル」とは、水平及び垂直の帰線を消去する時間中にそう入される信号波の波形の上端のレベルであつて、同期信号の台となるものをいう。

八十六　「フイールド」とは、一の映像の画面につき飛び越して走査する場合において、当該飛び越してする走査に係る一の画面をいう。

八十六の二　「データライン」とは、テレビジョン放送の映像信号の一水平走査期間中に伝送される文字信号の群をいう。

八十六の三　（同上）

八十七～九十三　（同上）

2　（同上）

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六　（同上）

一　（同上）

二　地上基幹放送局（四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う無線局であつて、空中線電力が〇・一ワット以下のもの及び四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う無線局であつて、空中線電力

二十二条の二十四　（略）

別表第一号の三　許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条第1項関係）

第1　設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適　用　の　条　件
1～13　（略）	（略）
14　多重端局装置、撮像装置（テレビジョン伝送装置を含む。）、ステレオ端局装置、超短波音声多重端局装置、超短波文字多重端局装置、無線呼出局端局装置、模写電送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメーター付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置及び交換機の工事設計	当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合に限る。ただし、次に掲げる場合を除く。 1　副搬送波周波数、最高変調周波数又は偏移周波数に変更を来すこととなる場合 2　通信路実装数が増加することとなる場合（多重無線設備（時分割多重方式のみを使用するもの及びヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものに限る。）を除く。）
15～21　（略）	（略）

注　（略）

第2　（略）

別表第二号　変更検査を要しない場合（第十条の四関係）

一　（略）

二　無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合

(1)～(8)　（略）

(9)　送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの

ア・イ　（略）

ウ　標準テレビジョン放送若しくは高精細度テレビジョン放送を行う無線局又は超短波放送、超短波音声多重放送若しくは超短波文字多重放送を行う無線局であつて、空中線の利得値から給電線の損失値を減じた値の当該変更の工事による増減が一デシベルを超えないもの

二十二条の二十四　（同左）

別表第一号の三　（同左）

第1　（同左）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適　用　の　条　件
1～13　（同左）	（同左）
14　多重端局装置、撮像装置（テレビジョン伝送装置を含む。）、ステレオ端局装置、超短波音声多重端局装置、超短波文字多重端局装置、テレビジョン音声多重端局装置、テレビジョン文字多重端局装置、テレビジョン・データ多重端局装置、無線呼出局端局装置、模写電送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメーター付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置及び交換機の工事設計	（同左）
15～21　（同左）	（同左）

注　（同左）

第2　（同左）

別表第二号　（同上）

一　（同上）

二　（同上）

(1)～(8)　（同上）

(9)　（同上）

ア・イ　（同上）

ウ　標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、標準テレビジョン音声多重放送若しくは標準テレビジョン文字多重放送を行う無線局又は超短波放送、超短波音声多重放送若しくは超短波文字多重放送を行う無線局であつて、空中線の利得値から給電線の損失値を減じた値の当該変更の工事による増減が一デシベルを超えないもの

(10)
～
(18)

（略）

(10)
～
(18)

（同上）

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（免許の単位） 第二条　（略） ２～４　（略） ５　基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。 一～三　（略） 四　基幹放送の種類による区分 (1)～(11)　（略）	（免許の単位） 第二条　（同上） ２～４　（同上） ５　同上 一～三　（同上） 四　（同上） (1)～(11)　（同上） (12)　標準テレビジョン音声多重放送 (13)　標準テレビジョン文字多重放送であつて、(18)以外のもの (14)　標準テレビジョン・データ多重放送であつて、(18)以外のもの (15)　高精細度テレビジョン音声多重放送 (16)　高精細度テレビジョン・データ多重放送

(12)　その他の放送

五・六　（略）

6～9　（略）

（基幹放送局の事業計画）

第六条　申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

六　申請者が特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）であつて、次に掲げるものに関する事項

イ　十分の一を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

(17)　ファクシミリ放送

(18)　標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送（垂直帰線消去期間を使用する伝送方式によるものに限る。）を併せ行うもの

(19)　（同上）

五・六　（同上）

6～9　（同上）

（基幹放送局の事業計画）

第六条　（同上）

一～五　（同上）

六　申請者が特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する者に関する事項（十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）に関する事項）

ロ　百分の三十三・三三三三を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

七・八　（略）

2～7　（略）

（放送区域）

第七条　（略）

2　放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法は、総務大臣が別に告示する。

3　（略）

（予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）

第十条の二　法第八条第一項の規定により指定する周波数で船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係るものは、総務大臣が別に告示する記号により表示することがある。

七・八　（同上）

2～7　（同上）

（放送区域）

第七条　（同上）

2　放送区域等を計算による電界強度又は電力束密度（一一・七GHzから一二・二GHzまでの周波数の電波を使用するテレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合に限る。以下この項及び別表第二号において同じ。）に基づいて定める場合における当該電界強度又は電力束密度の算出の方法は、総務大臣が別に告示する。

3　（同上）

（予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）

第十条の二　（同上）

2　超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャネルを併せて指定する。

2　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う衛星基幹放送局であつて、補完放送を行うものに係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャネルを併せて指定する。

3　テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う基幹放送局であつて、補完放送（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第十二条において準用する標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号。以下「標準テレビジョン音声多重放送の標準方式」という。）第四条から第八条までに規定する送信の方式により行うものを除く。）を行うものに係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、音声チャネル、データチャネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を併せて指定する。

4　テレビジョン音声多重放送を行う衛星基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、音声チャネルを併せて指定する。

5　テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を併せて指定する。

6　（同上）

7　テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャネル、垂直帰線消

3 デジタル放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の区分により行うものとする。

一　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第五章並びに第六章第三節及び第五節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒におけるシンボル数を併せて指定する。

二　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第六章第二節及び第四節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）を併せて指定する。

4 法第八条第一項の規定により指定する電波の型式でアマチュア局に係るものは、総務大臣が別に告示する記号により表示することがある。

（空中線電力の指定）

第十条の三　法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力

去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を併せて指定する。

8 テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を併せて指定する。

9 （同上）

一　（同上）

二　（同上）

10 （同上）

（空中線電力の指定）

第十条の三　（同上）

区分	空中線電力
一　基幹放送局	当該無線局が送信に際して使用しなければなら

一　基幹放送局（二の項から四の項までに掲げるものを除く。）、無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）及び無線標識局	当該無線局が送信に際して使用しなければならない単一の値の空中線電力（超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局については、実効輻射電力を、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）	
二　超短波放送、テレビジョン放送及びマルチメディア放送を行う基幹放送局（三の項及び四の項に掲げるものを除く。）	（略）	

（二の項から六の項までに掲げるものを除く。）、無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）及び無線標識局	ない単一の値の空中線電力（超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局については、実効輻射電力を、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局については、実効輻射電力又は等価等方輻射電力を、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）	
二　超短波放送、テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）及びマルチメディア放送を行う基幹放送局（三の項及び六の項に掲げるものを除く。）	（同上）	
三　超短波放送を	（同上）	

三　超短波放送を行う基幹放送局（四の項に掲げるものを除く。）であって、補完放送を行うもの	（略）
	行う基幹放送局（六の項に掲げるものを除く。）であって、補完放送を行うもの
	四　テレビジョン放送を行う基幹放送局（五の項及び六の項に掲げるものを除く。）
	五　テレビジョン放送を行う基幹放送局（六の項に掲げるものを除く。）であって、補完放送を行うもの

	当該無線局が映像及び音声のそれぞれの送信に際して使用しなければならない各単一の値の空中線電力（実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）
	当該無線局が映像及び音声のそれぞれの送信に際して使用しなければならない各単一の値の空中線電力並びに標準テレビジョン放送の標準方式第十二条において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条から第八条まで、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。）第三条から第十一条まで並びに標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号。以下「標

四～六　（略）	
（略）	

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条　次の各号の一に該当する場合は、申請書又は届書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一～四　（略）

２　基幹放送局に係る前項各号に掲げる場合において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収

六～八　（同上）	
（同上）	準テレビジョン・データ多重放送の標準方式」という。）第五条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までに規定する送信の方式により補完放送を行うに際して使用しなければならない電波の型式ごとの各単一の値の空中線電力（それぞれ実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条　（同上）

一～四　（同上）

２　基幹放送局に係る前項各号に掲げる場合において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収

支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

3　（略）

（記載事項の省略）

第十五条　次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一　基幹放送局

(1)　協会及び学園の基幹放送局　無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り

(2)～(3)　（略）

二～九　（略）

2　（略）

3　法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要は、同一人が開設する基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。）、放送区域及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の

支見積りを添付するものとする。ただし、協会の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

3　（同上）

（記載事項の省略）

第十五条　（同上）

一　（同上）

(1)　協会の基幹放送局　（同上）

(2)～(3)　（同上）

二～九　（同上）

2　（同上）

3　法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り（協会の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び放送区域は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り又は放送区域の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又

基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4　法第六条第二項に規定する放送区域は、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

（再免許の申請）

第十六条　再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

一～十　（略）

2　前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項並びに掲げる事項とする。

一　（略）

二　将来の事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

三・四　（略）

五　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

は一部の記載を省略することができる。

4　法第六条第二項に規定する放送区域は、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

（再免許の申請）

第十六条　（同上）

一～十　（同上）

2　（同上）

一　（同上）

二　将来の事業収支見積り（協会の基幹放送局の場合を除く。）

三・四　（同上）

五　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会の基幹放送局の場合を除く。）

六　（略）

七　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

3　前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている当該基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と同一であるときは、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4・5　（略）

（様式等）

第二十一条　法第十四条の免許状の様式は、別表第五号から別表第五号の四までで定める。

2　第十条の二第一項の規定は、船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

六　（同上）

3　前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画又は同項第四号に規定する放送区域の全部又は一部が現に免許を受けている当該基幹放送局の事業計画又は放送区域と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4・5　（同上）

（様式等）

第二十一条　（同上）

2　（同上）

3　第十条の二第二項の規定は、超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う衛星基幹放送局であつて、補完放送を行うものに係る免許状に周波数を記載する場合に準用する

4　第十条の二第三項の規定は、テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う基幹放送局であつて、補完放送（標準テレビジョン放送の標準方式第九条の二において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条から第七条までに規定する送信の方式により行うものを除く。）

3　第十条の二第二項の規定は、超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

4　第十条の二第三項の規定は、デジタル放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

5　第十条の二第四項の規定は、アマチュア局に係る免許状に電波の型式を記載する場合に準用する。

6　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の規定にかかわらず、小型の免許状によることがある。

7　同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、ＶＳＡＴ地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあってはＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局又を行うものに係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

5　第十条の二第四項の規定は、テレビジョン音声多重放送を行う衛星基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

6　第十条の二第五項の規定は、テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

7　第十条の二第六項の規定は、超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

8　第十条の二第七項の規定は、テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

9　第十条の二第八項の規定は、テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

10　第十条の二第九項の規定は、デジタル放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

11　第十条の二第十項の規定は、アマチュア局に係る免許状に電波の型式を記載する場合に準用する。

12　（同上）

13　（同上）

は特定陸上移動中継局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することがある。

別表第二号第１　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第４条、第 12 条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

１　１枚目

短辺

無線局事項書

			※整理番号	
（略）				
15　放送事項	コード［　　］	コード［　　］	コード［　　］	
	コード［　　］	コード［　　］	コード［　　］	
（略）				
18　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力				

長　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

２　２枚目

短辺

			※整理番号	
	19　無線局の区別			
（略）				
23　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要				
24　放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲				
25　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力				
26　事業計画等	（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項 □(5)　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は 100 分の 33.33333 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 □(6)　役員に関する事項 □(7)　放送番組の編集の基準 □(8)　放送番組の編集に関する基本計画 □(9)　週間放送番組の編集に関する事項	□(10)　放送番組の審議機関に関する事項 □(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □(12)　災害放送に関する事項 □(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □(14)　試験の方法及び具体的計画 □(15)　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □(16)　将来の事業予定 □(17)　事業収支見積り □(18)　放送番組の主たる利用見込者 □(19)　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績		
27　備考				

長　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

別表第二号第１　（同左）

１　（同左）

２　２枚目

短辺

			※整理番号	
	19　無線局の区別			
（略）				
23　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要				
24　放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲				
25　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力				
26　事業計画等	（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項 □(5)　10分の１を超える議決権を有する他の基幹放送事業者に関する事項 □(6)　役員に関する事項 □(7)　放送番組の編集の基準 □(8)　放送番組の編集に関する基本計画 □(9)　週間放送番組の編集に関する事項	□(10)　放送番組の審議機関に関する事項 □(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □(12)　災害放送に関する事項 □(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □(14)　試験の方法及び具体的計画 □(15)　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □(16)　将来の事業予定 □(17)　事業収支見積り □(18)　放送番組の主たる利用見込者 □(19)　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績		
27　備考				

長　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

３　（略）

４　４枚目

			30　無線局の区別		※整理番号		
短辺	31 放送区域	使用する無線設備の区分					
		□　送信所	□　予備送信所	□　送信所	□　予備送信所	□　送信所	□　予備送信所
		都道府県-市区町村コード	全部・一部の別	都道府県-市区町村コード	全部・一部の別	都道府県-市区町村コード	全部・一部の別
			□全部 □一部		□全部 □一部		□全部 □一部
		（略）					

長　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

５・６　（略）

注１～16　（略）

17　15の欄の記載は、次によること。

(1)　（略）

(2)　超短波多重放送を行う基幹放送局の場合
放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3)～(5)　（略）

18・19　（略）

20　18の欄の記載は次によること。

(1)　（略）

(2)　希望する周波数の範囲は、「何kHzから何kHzまで」のように記載するほか、次によること。

ア　受信障害対策中継放送、短波放送を行う基幹放送局又は第２条第５項の告示で定める基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ　超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャネルを「毎秒240キロビット」のように併せて記載すること。

３　（同左）

４　（同左）

５・６　（同左）

注１～16　（同左）

17　（同左）

(1)　（同左）

(2)　超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局の場合
（同左）

(3)～(5)　（同左）

18・19　（同左）

20　（同左）

(1)　（同左）

(2)　（同左）

ア　（同左）

イ　テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う基幹放送局であつて、補完放送（標準テレビジョン放送の標準方式第12条において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第４条から第８条までに規定する送信の方式により行うものを除く。）を行うものの場合は、希望する標本化周波数による音声チャネル、データチャネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「第２音声チャネル（32kHz又は48kHz）」、「毎秒240キロビット」、「16H（279H）又は21H（284H）」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること

ウ　テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「16H（279H）又は21H（284H）」のように併せて記載すること。

エ　（同左）

オ　テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャネル垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「毎秒240キロビット」、「10H（273H）又は14H（277H）」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

カ　テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場

(3)　空中線電力の記載は、次によること。

ア　電波の型式の別に記載すること。

イ　超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力を併せて記載すること。

ウ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力についても併せて記載すること。

（記載例）　Ｘ７Ｗ　　10W　最大実効輻射電力　33W

Ｆ３Ｅ　Ｆ８Ｅ　2.5W　最大実効輻射電力　8.3W

(4)　（略）

21～23　（略）

24　23の欄は、次により記載すること。

(1)～(4)　（略）

(5)　記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

25　24の欄は、次により記載すること。

(1)　23の欄の設備概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第１号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

(2)　記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

26　25の欄は、次により記載すること。

(1)～(3)　（略）

(4)　記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「テレビジョン文字多重放送16H（279H）又は21H（284H）、テレビジョン・データ多重放送10H（273H）又は14H（277H）」のように併せて記載すること。

(3)　（同左）

ア　（同左）

イ　超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力（11.7GHzから12.2GHzまでの周波数を使用する受信障害対策中継放送を行う基幹放送局に限る。）を併せて記載すること。

ウ　テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う基幹放送局であつて、補完放送を行うものについては、補完放送を行うに際して使用する空中線電力及び最大実効輻射電力についても併せて記載すること。

エ　（同左）

（記載例）　Ｃ３Ｆ　　10W　最大実効輻射電力　33W

Ｃ９Ｗ　　６Ｗ　最大実効輻射電力　20W

Ｆ３Ｅ　Ｆ８Ｅ　2.5W　最大実効輻射電力　8.3W

(4)　同左

21～23　（同左）

24　（同左）

(1)～(4)　（同左）

25　24の欄は、23の欄の設備概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第１号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

26　（同左）

(1)～(3)　（同左）

請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

27　26の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1　免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２)(注３)(注９) (2)　(注１)(注２)(注３) (3)　(注１)(注２)(注３)(注９) (4)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11) (5)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11) (6)　(注１)(注２)(注９) (7)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11) (8)　(注１)(注５)(注６)(注９)(注11) (9)　(注１)(注９)(注11) (10)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11) (11)　(注１)(注４)(注６)(注９)(注11) (12)　(注１)(注３)(注９)(注11) (13)　(注１)(注７) (14)　(注１)(注８) (15)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注10) (16)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注10) (17)　(注１)(注２)(注３) (18)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注11)	(注１)　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注２)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注４)～(注８)　(略) (注９)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注10)・(注11)　(略)
2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)～(16)　(略) (17)　(注１)(注２)(注６)(注９)	(注1)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注2)　学園の基幹放送局の場合は、提出を

27　(同左)

区別	提出する別紙	備考
1　免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２)(注３)(注９) (2)　(注１)(注２)(注３) (3)　(注１)(注２)(注３)(注９) (4)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11) (5)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11) (6)　(注１)(注２)(注９) (7)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11) (8)　(注１)(注５)(注６)(注９)(注11) (9)　(注１)(注９)(注11) (10)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11) (11)　(注１)(注４)(注６)(注９)(注11) (12)　(注１)(注３)(注９)(注11) (13)　(注１)(注７) (14)　(注１)(注８) (15)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注10) (16)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注10) (17)　(注１)(注２)(注３)(注９) (18)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注11)	(注１)　(同左) (注２)　(同左) (注３)　(同左) (注４)～(注８)　(同左) (注９)　(同左) (注10)・(注11)　(同左)
2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)～(16)　(略) (17)　(注１)(注２)(注６)(注９)	(注1)　(同左) (注2)　(同左)

		要しない。 (注3)～(注5)　(略) (注6)　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注7)・(注8)　(略) (注9)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注10)・(注11)　(略)
3　再免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２)(注３)(注９) (3)　(注１)(注２)(注３)(注９) (4)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11) (5)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11) (6)　(注１)(注２)(注９) (7)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11) (8)　(注１)(注５)(注６)(注９)(注11) (9)　(注１)(注９)(注11) (10)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11) (11)　(注１)(注３)(注９)(注11) (12)　(注１)(注３)(注９)(注11) (13)　(注１)(注７) (14)　(注１)(注８) (15)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注10) (16)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注10) (17)　(注１)(注２)(注３) (19)　(注１)	(注１)　当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注２)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注４)～(注８)　(略) (注９)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注10)・(注11)　(略)

(1)・(2)　(略)

(3)　別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに外国人等の占める議決権（間接に占めるものを含む。）がある場合には、イの様式に記載すること。

ア　主たる出資者及び議決権の数

(様式略)

(注１)　議決権の総数に対する議決権の比率が 100 分の１以上の者(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第２条第２項に規定

		(注3)～(注5)　(同左) (注6)　(同左) (注7)・(注8)　(同左) (注9)　(同左) (注10)・(注11)　(同左)
3　再免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２)(注３)(注９) (3)　(注１)(注２)(注３)(注９) (4)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11) (5)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11) (6)　(注１)(注２)(注９) (7)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11) (8)　(注１)(注５)(注６)(注９)(注11) (9)　(注１)(注９)(注11) (10)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11) (11)　(注１)(注３)(注９)(注11) (12)　(注１)(注３)(注９)(注11) (13)　(注１)(注７) (14)　(注１)(注８) (15)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注10) (16)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注10) (17)　(注１)(注２)(注３)(注９) (19)　(注１)	(注１)　(同左) (注２)　(同左) (注３)　(同左) (注４)～(注８)　(同左) (注９)　(同左) (注10)・(注11)　(同左)

(1)・(2)　(同左)

(3)　(同左)

ア　(同左)

(注１)　議決権の総数に対する議決権の比率が 100 分の１以上の者について記載すること。

する特定非営利活動法人をいう。以下同じ)、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

（注２）～（注７）　（略）

イ　外国人等の占める議決件の数

（様式略）

（注１）～（注６）　（略）

（注７）　特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款で別段の定めがある場合は、その定めに従った比率を記載すること。

(4)　別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	総議決権に対する比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の１を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の１を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

（注１）　議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア　（略）

イ　一の者が議決権の２分の１を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員（以下「理事等」という。）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ・エ　（略）

（注２）・（注３）　（略）

（注２）～（注７）　（同左）

イ　（同左）

（注１）～（注６）　（略）

(4)　（同左）

	氏名又は名称	総議決権に対する比率	(A)が基幹放送事業者の10分の１を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の１を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

（注１）　基幹放送事業者とは、放送法第２条第23号に規定する基幹放送事業者をいう。

（注２）　（同左）

ア　（同左）

イ　一の者が議決権の２分の１を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員（以下「理事等」という。）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ・エ　（同左）

（注３）・（注４）　（同左）

(5)　別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

（注）　（略）

(6)～(8)　（略）

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間（テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等（学園が開設するものを除く。）及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等（協会が開設するものに限る。）に限る。以下この注において同じ。）及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（協会及び学園の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。）について、次のア、イ及びウの様式により記載すること。

ア　放送番組表

(ｱ)　超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

（略）

(ｲ)　超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

（様式略）

（注１）～（注４）　（略）

(ｳ)　（略）

イ　（略）

ウ　他から供給を受ける放送番組の時間帯

(ｱ)　（略）

(ｲ)　超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

（様式略）

(10)～(14)　（略）

(15)　別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること

ア　見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業	基幹	事業	基幹	事業	基幹	事業	基幹	事業	基幹

(5)　（同左）

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の１を超える議決権を有する他の基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

（注）　（同左）

(6)～(8)　（同左）

(9)　（同左）

ア　（同左）

(ｱ)　（同左）

(ｲ)　超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

（同左）

（注１）～（注４）　（同左）

(ｳ)　（同左）

イ　（同左）

ウ　（同左）

(ｱ)　（同左）

(ｲ)　超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

（同左）

(10)～(14)　（同左）

(15)　（同左）

ア　（同左）

	収支	放送の業務を行う事業の収支	収支	放送の業務を行う事業の収支	収支	放送の業務を行う事業の収支	収支	放送の業務を行う事業の収支	収支	放送の業務を行う事業の収支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　売上高 放送料 有料放送料 放送番組制作料 放送番組売上料 放送受託費（放送局設備供給役務料） その他 2　売上原価 放送費 技術費 人件費 減価償却費 その他 3　売上総利益（1－2） 4　販売費及び一般管理費 販売費 一般管理費 人件費 減価償却費 その他 5　営業利益（3－4） 6　営業外収益 7　営業外費用 8　経常利益（5＋（6－7））										
備考										

（注１）～（注７）　（略）

（注８）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、当該基幹放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。また、再免許の申請の場合にあつては、直前の決算期に係る計算書類をもつて代えることができる。

（注１）～（注７）　（同左）

イ　見積りの根拠（臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局を除く。）

（ア）収益

（表略）

（注１）　アの表の１の項の収益の科目ごとに、第１年目、第２年目、第３年目、第４年目及び第５年目の別に記載すること。ただし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

（注２）・（注３）　　（略）

（イ）　（略）

(16)～(18)　（略）

28　27 の欄の記載は、次によること。

(1)・(2)　（略）

(3)　申請に係る基幹放送局が超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る超短波放送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、超短波放送を行う基幹放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。

(4)～(9)　（略）

29　（略）

30　31 の欄の記載は、次によること。

(1)・(2)　（略）

(3)　第７条第１項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従つて表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一である旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うものの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア　中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

(ｱ)　希望する空中線電力が 100 ワット以上（ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は 10 ワット以上。）であるときは 20 万分の１以上の精密度を有する地図に、100 ワット未満であるときは５万分の１以上の精密度を有する地図に基幹放送

イ　（同左）

（ア）（同左）

（注１）　アの表の１の項の収益の科目ごとに、第１年目、第２年目、第３年目、第４年目及び第５年目の別に記載すること。ただし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

（注２）・（注３）　　（同左）

（イ）（同左）

(16)～(18)　（同左）

28　（同左）

(1)・(2)　（同左）

(3)　申請に係る基幹放送局が超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送（衛星基幹放送局に限る。）、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。

(4)～(9)　（同左）

29　（同左）

30　（同左）

(1)・(2)　（同左）

(3)　第７条第１項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従つて表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同一である旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うものの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア　中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合

(ｱ)　希望する空中線電力が 100 ワット以上（ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は 10 ワット以上。）であるときは 20 万分の１以上の精密度を有する地図に、100 ワット未満であるときは５万分の１以上の精密度を有する地図に基幹放送

局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第２条第15号の規定による放送区域を表示し、かつ、同号の規定により放送区域となる地域に指定された電界強度による等電界強度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが１平方メートル以上となるときは、50万分の１又は20万分の１の精密度を有する地図に記載すること。

(ｲ)　放送区域及び等電界強度線を表示するに当たつては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること（これらの周波数以外の周波数によることが適当と認めるときは当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。）

Ａ・Ｂ　（略）

Ｃ　テレビジョン放送を行う基幹放送局の場合

600ＭＨz

(ｳ)　放送区域、等電界強度線又は送信空中線の位置が送信装置ごとに異なるときは、その別に記載すること。

イ　（略）

31～36　（略）

別表第二号第５　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）

１～３　（略）

注１～18　（略）

19　17の欄の記載は次によること。

(1)　（略）

(2)　希望する周波数の範囲は、「何ＧＨz から何ＧＨz まで」のように記載するほか、次によること。

ア　衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第２条第15号の規定による放送区域を表示し、かつ、同号の規定により放送区域となる地域に指定された電界強度又は電力束密度による等電界強度線又は等電力束密度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが１平方メートル以上となるときは、50万分の１又は20万分の１の精密度を有する地図に記載すること。

(ｲ)　放送区域、等電界強度線及び等電力束密度線を表示するに当たつては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること（これらの周波数以外の周波数によることが適当と認めるときは当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。）

Ａ・Ｂ　（同左）

Ｃ　テレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合

100ＭＨz、600ＭＨz 又は12ＧＨz

(ｳ)　放送区域、等電界強度線、等電力束密度線又は送信空中線の位置が送信装置ごとに異なるときは、その別に記載すること。

イ　（同左）

31～36　（同左）

別表第二号第５　（同左）

１～３　（同左）

注１～18　（同左）

19　（同左）

(1)　（同左）

(2)　（同左）

ア　（同左）

イ　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う基幹放送局であつて補完放送を行うものの場合は、希望するデータチャネルを「毎秒240キロビット」のように伴せて記載すること。

ウ　テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う基幹放送局であつて、補完放送（標準テレビジョン放送の標準方式第12条において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第４条から第8条までに規定する送信の方式により行うものを除く。）を行うものの場合は、希望する標本化周波数による音声チャネル、データチャネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「第2音声チャネル（32kHz又は48kHz）」、「毎秒240キロビット」、「16H（279H）又は21H（284H）」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

エ　テレビジョン音声多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望する標本化周波数による

イ　デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(ｱ)～(ｴ)　（略）

(3)　空中線電力の記載は、次によること。

ア　電波の型式の別に記載すること。

イ　超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力（11.7ＧＨzから12.75ＧＨzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）を併せて記載すること。

ウ・エ　（略）

20～38　（略）

39　「36　事業計画等」の（別紙）の記載は次によること。

(1)・(2)　（略）

(3)　別紙(3)は次の様式により記載すること。

（様式略）

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

（注２）～（注７）　（略）

(4)～(9)　（略）

40　37の欄の記載は、次によること。

(1)　（略）

音声チャネルを「第2音声チャネル（32kHz又は48kHz）」又は「第３及び第４音声チャネル（32kHz）並びに第２音声チャネル（48kHz）」のように併せて記載すること。

オ　テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「16H（279H）又は21H（284H）」のように併せて記載すること。

カ　超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャネルを「毎秒240キロビット」のように併せて記載すること。

キ　テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「毎秒240キロビット」、「10H（273H）又は14H（277H）」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

ク　テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「テレビジョン文字多重放送16H（279H）又は21H（284H）、テレビジョン・データ多重放送10H（273H）又は14H（277H）」のように併せて記載すること。

ケ　（同左）

(ｱ)～(ｴ)　（同左）

(3)　（同左）

ア　（同左）

イ　超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力（11.7ＧＨzから12.75ＧＨzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）を併せて記載すること。

ウ・エ　（同左）

20～38　（同左）

39　（同左）

(1)・(2)　（同左）

(3)　（同左）

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者について記載すること。

（注２）～（注７）　（同左）

(4)～(9)　（同左）

40　（同左）

(1)　（同左）

(2)～(4)　（略）	(2)　申請に係る衛星基幹放送局が標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る標準テレビジョン放送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、標準テレビジョン放送を行う基幹放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。 (3)～(5)　（同左）
41～46　（略）	41～46　（同左）
別表第二号の二第１　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の工事設計書の様式（第４条、第 12 条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号の二第１　（同左）
１～４　（略）	１～４　（同左）
注１～３　（略）	注１～３　（同左）
４　３の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。	４　３の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送、標準テレビジョン・データ多重放送、高精細度テレビジョン音声多重放送若しくは高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又は標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。
５　４の欄は、次によること。	５　（同左）
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（同左）
(6)　発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。	(6)　発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。標準テレビジョン放送（地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。）を行う基幹放送であつて、基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）第１の 14(6)に規定するオフセットキャリア方式、精密オフセットキャリア方式又は超精密オフセットキャリア方式を使用する場合は、その旨を 17 の欄に記載すること。
(7)～(10)　（略）	(7)～(10)　（同左）
６～８　（略）	６～８　（同左）
９　８の欄は、次によること。	９　（同左）
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（同左）
(3)　海抜高及び地上高の欄は、次によること。	(3)　（同左）
ア　送信空中線の場合	ア　（同左）
超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局のものにあつては海抜高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては地上高（空中線の最高部までの高さとする。）を記載すること。	超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局のものにあつては海抜高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては地

イ　（略）

(4)　利得の欄の記載は、次によること。

ア　超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。）及び相対利得（dBd）を記載すること。

イ・ウ　（略）

(5)　（略）

10～12　（略）

13　12の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1)　超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合は型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

（記載例）　（略）

(2)～(4)　（略）

14～18　（略）

19　19及び21の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

ア　マルチメディア放送、超短波放送又は中波放送を行う基幹放送局の場合は、次により19の欄に記載すること。

(ｱ)～(ｳ)　（略）

イ　地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(ｱ)　（略）

(ｲ)　21の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

A　空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
地上デジタルテレビジョン放送	0～30°	1°	0～360°	2°
超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
マルチメディア放送	0～30°	1°	0～360°	2°
中波放送	0～90°	5°	0～360°	5°

上高（空中線の最高部までの高さとする。）を記載すること。

イ　（同左）

(4)　（同左）

ア　超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。）及び相対利得（dBd）又は絶対利得（11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）（dBi）を記載すること。

イ・ウ　（同左）

(5)　（同左）

10～12　（同左）

13　（同左）

(1)　超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

（記載例）　（同左）

(2)～(4)　（同左）

14～18　（同左）

19　（同左）

ア　標準テレビジョン放送（地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。）、マルチメディア放送、超短波放送又は中波放送を行う基幹放送局の場合は、次により19の欄に記載すること。

(ｱ)～(ｳ)　（同左）

イ　（同左）

(ｱ)　（同左）

(ｲ)　（同左）

A　（同左）

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
標準テレビジョン放送	0～30°	1°	0～360°	2°
超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
マルチメディア放送	0～30°	1°	0～360°	2°
中波放送	0～90°	5°	0～360°	5°

B　（略） ウ　（略） 20～26　（略）	B　（同左） ウ　（同左） 20～26　（同左）

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 第一節～第二節　（略） 第二節の二　削除 第二節の二の二　超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の七の三―第三十七条の七の七） 第二節の三から第二節の六まで　削除	目次 第一章～第三章　（同上） 第四章　（同上） 第一節～第二節　（同上） 第二節の二　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二の二―第三十七条の七の二） 第二節の二の二　（同上） 第二節の三　標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の八―第三十七条の十五） 第二節の四　標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の十六―第三十七条の二十） 第二節の四の二　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十の二―第三十七条の二十の六） 第二節の四の三　音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テ

第二節の七　超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条二十七条の七・第三十七条の二十七の八）

第二節の八　標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）

第二節の九　削除

第二節の十　Ｇ七Ｗ電波一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十一―第三十七条の二十七の十五）

第二節の五　レビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十の七―第三十七条の二十の十）

一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）

第二節の六　削除

第二節の七　（同上）

第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）

第二節の九　（同上）

第二節の十　（同上）

七の十七）

第二節の十一～第九節　（略）

第五章　（略）

附則　（略）

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
一　（略）	（略）	（略）
二　短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）又は超短波多重放送を行う地上基幹放送局（短波放送を行うものにあつてはA三E電波を使用するもの、テレビジョン放送を行うものにあつては二の二の項に掲げるものを除く。）の送信設備	一〇	二〇
二の二　四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用	二〇	二〇

第二節の十一～第九節　（同上）

第五章　（同上）

附則　（同上）

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　（同上）

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
一　（同上）	（同上）	（同上）
二　短波放送（A三E電波を使用するものを除く。）、超短波放送、テレビジョン放送（二の二の項に掲げるものを除く。）、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備	一〇	二〇
二の二　四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数	二〇	二〇

するものに限る。）		
二の三～十九　（略）	（略）	（略）
2　テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の送信設備のうち、四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、同項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。		
3　（略）		
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件		
第一節～第二節　（略）		
第二節の二　削除		
第三十七条の二の二から第三十七条の七の二まで　削除		

波同時増幅器を使用する場合に限る。）		
二の三～十九　（同上）	（同上）	（同上）
2　テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備のうち、四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、同項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。		
3　（同上）		
第四章　（同上）		
第一節～第二節　（同上）		
第二節の二　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備		
（適用の範囲）		
第三十七条の二の二　この節の規定は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この節において同じ。）を行なう地上基幹放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備及びマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音		

声送信設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の三　映像信号搬送波と音声信号搬送波の周波数間隔は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）において規定された値（四・五MHz）から（±）一kHzを超える偏差を生じてはならない。

2　輝度信号（標準テレビジョン放送の標準方式第八条第一項に規定する輝度信号をいう。）及び色信号副搬送波を変調する信号は、指針として、〇・〇五マイクロ秒以内の差で合致しなければならない。この場合、これらの信号のそれぞれの成分についても同様とする。

第三十七条の三の二　色信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン放送の標準方式において規定された値（三・五七九五四五MHz）から（±）一〇ヘルツを超える偏差を生じてはならないものとし、かつ、毎秒（±）〇・一ヘルツを超える変動があつてはならない。

2　同期信号の波形の許容範囲は、別図第三号に示すところによるものとする。

（音声送信設備の実効輻射電力）

第三十七条の四　音声送信設備の実効輻射電力は、映像送信設備の実効輻

射電力の一五パーセント以上三五パーセント以下でなければならない。

2　総務大臣が別に告示する標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の送信設備については、前項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（音声送信設備の等価等方輻射電力）

第三十七条の四の二　一一・七GHzから一二・二GHzまでの周波数の電波を使用する音声送信設備の等価等方輻射電力は、映像送信設備の等価等方輻射電力の七パーセント以上三五パーセント以下でなければならない。

（電波の偏波面）

第三十七条の五　第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送を行なう地上基幹放送局の送信空中線に準用する。

（映像送信装置の特性）

第三十七条の六　標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の映像送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　ペデスタルレベルは、搬送波の最高レベルの七五パーセントであること。この場合において、許容偏差は、搬送波の最高レベルの（十）二・五パーセントとする。

二　白レベルは、搬送波の最高レベルの一二・五パーセントであること。この場合において、許容偏差は、搬送波の最高レベルの（十）二・五パ

ーセントとする。

三　黒レベルは、ペデスタルレベルと同じ値であること。この場合において、許容偏差は、ペデスタルレベルと白レベルとの差の値の（一）一〇パーセントとする。

四　連続した二のフィールドを送る時間中における同期信号の尖頭値の変動は、その間の尖頭値の平均値に対しできる限り（廿）二・五パーセント以内であること。

五　一、二五〇kHz以上の単一の周波数で変調したときの下側波帯の強度は、二〇〇kHzの周波数で変調したときの下側波帯の強度に比して（一）二〇デシベル以下であること。

六　色信号副搬送波の周波数で変調したときの下側波帯の強度が、二〇〇kHzの周波数で変調したときの下側波帯の強度に比して、（一）四二デシベル以下であること及び四・七五MHzの周波数で変調したときの上側波帯の強度が、二〇〇kHzの周波数で変調したときの上側波帯の強度に比して、（一）二〇デシベル以下であること。

七　総合周波数特性は、別図第四号に示す理想的特性曲線の示す値から次の値までの範囲内にあること。

変調周波数	五〇〇kHzにおいて（一）二デシベル
変調周波数	一、二五〇kHzにおいて（一）二デシベル
変調周波数	二、〇〇〇kHzにおいて（一）三デシベル
変調周波数	三、〇〇〇kHzにおいて（一）四デシベル
変調周波数	四、〇〇〇kHzにおいて（一）六デシベル

八　前号の規定によるほか、色信号副搬送波の周波数で変調したときの出力は、二〇〇kHzの周波数で変調したときの出力に対して六（十）二デシベル低いものとし、かつ、変調周波数の二、一〇〇kHzから四、一八〇kHzまでの間においては、出力は、（十）二デシベルを超えて変化してはならない。

九　包絡線波形の遅延時間特性は、変調周波数五〇kHzから二〇〇kHzまでの間の遅延時間の平均値を基準として、変調周波数三、〇〇〇kHzまでは〇マイクロ秒、三、〇〇〇kHzから四、一八〇kHzまでの間は三、五八〇kHzにおいて（一）〇・一七マイクロ秒となるように直線的に変化するものとする。この場合において、許容偏差は、指針として、変調周波数三、五八〇kHzから二、一〇〇kHzまでの間は三、五八〇kHzにおいて（十）〇・〇五マイクロ秒、二、一〇〇kHzにおいて（十）〇・一マイクロ秒となるように直線的に増大するものとし、二、一〇〇kHzから二〇〇kHzまでの間は（十）〇・一マイクロ秒とし、変調周波数三、五八〇kHzから四、一八〇kHzまでの間は四、一八〇kHzにおいて（十）〇・一マイクロ秒となるように直線的に増大するものとする。

第三十七条の六の二　標準テレビジョン放送の標準方式第八条第一項に規定する定輝度化信号処理回路及び適応的エンファシス回路は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　定輝度化信号処理回路の補償量は、赤信号の飽和度が五〇パーセントの場合、〇デシベルから（十）四デシベル、赤信号の飽和度が一〇〇パーセントの場合、（十）五デシベルから（十）十五デシベルまでの範囲

内にあること。

二　適応的エンファシス回路の補償量は、輝度信号の低域成分が〇パーセントの場合、四MHzにおいて（＋）二デシベルから（＋）三デシベル、二MHzにおいて（＋）一デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲内にあること。

（ゴースト除去基準信号発生装置の特性）

第三十七条の六の三　ゴースト除去基準信号を重畳する場合、ゴースト除去基準信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第十条第六項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　ゴースト除去基準波形及びペデスタル波形の〇レベルの許容偏差は、（＋）二パーセント以内であること。

二　ゴースト除去基準波形の振幅値の許容偏差は、（＋）二パーセント以内であること。

三　ゴースト除去基準波形の幅の許容偏差は、（＋）一・〇ｓｃ（〇・二八マイクロ秒）以内であること。

四　ゴースト除去基準波形の立ち上がりにおける振幅値の五〇パーセント点の位置の許容偏差は、（＋）一・五ｓｃ（〇・四二マイクロ秒）以内であること。ただし、この値は、長時間の変動に対するものではない。

五　ゴースト除去基準波形の立ち上がり特性は、別図第四号の一の二に示す許容限界の範囲内になければならない。

六　ゴースト除去基準波形の立ち下がり時間の変動は、（廿）〇・〇五マイクロ秒以内であること。

七　カラーバーストの同期した色信号副搬送波に対するゴースト除去基準波形の立ち上がりにおける振幅値の五〇パーセント点の位置の相対変動は、定常の値から（廿）四〇度（三一ナノ秒）以内であること。

（識別制御信号発生装置の特性）

第三十七条の六の四　識別制御信号を重畳する場合、識別制御信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第十条第七項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　識別制御信号波形の振幅値の許容偏差は、ペデスタルレベルを〇、映像信号の白レベルを（十）一〇〇とするとき、（廿）二であること。

二　識別制御信号波形のB一後縁の振幅値の五〇パーセント点の位置の許容偏差は、（廿）七一〇ナノ秒以内であること。

三　識別制御信号波形のセットアップレベルの許容偏差は、ペデスタルレベルを〇、映像信号の白レベルを（十）一〇〇とするとき、（廿）二であること。

（音声送信装置の特性）

第三十七条の七　標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の音声送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一　総合周波数特性は、総務大臣が別に告示する場合を除き、変調周波数一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間において、プレエンフ

アシスを行う場合の七五マイクロ秒の時定数を有する理想的インピーダンス周波数特性曲線から（一）三デシベルまでの範囲内にあること。

二　総合歪（ひずみ）率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて（十）二五kHzの周波数偏移を行つた場合、五パーセント以下であること。この場合においては、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりデイエンフアシスを行うものとする。

三　信号対雑音比は、変調周波数一、〇〇〇ヘルツによつて（十）二五kHzの周波数偏移を行つた場合、（一）五〇デシベル以下であること。この場合においては、前号後段の規定に従いデイエンフアシスを行うものとする。

（補完放送の無線設備）

第三十七条の七の二　音声信号による補完放送を行うための無線設備は、音声信号副搬送波を使用する場合にあつては第三十七条の九から第三十七条の十五まで、データ信号副搬送波を使用する場合にあつては第三十七条の二十の八から第三十七条の二十の十までに規定する条件に適合するものでなければならない。

2　映像信号による補完放送を行うための無線設備は、垂直帰線消去期間における第一四Hから第一六Hまで、第二一H、第二七七Hから第二七九Hまで又は第二八四Hの水平走査期間を使用する場合にあつては第三十七条の十七から第三十七条の二十まで、垂直帰線消去期間における第一〇Hから第一三Hまで、第二七三Hから第二七五Hまで又は第二七六

第二節の三から第二節の六まで　削除

第三十七条の八から第三十七の二十七の六まで　削除

Hの水平走査期間を使用する場合にあつては第三十七条の二十の三から第三十七条の二十の六までに規定する条件に適合するものでなければならない。

第二節の三　標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の八　この節の規定は、標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の九　制御信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号。以下「標準テレビジョン音声多重放送の標準方式」という。）第八条第一項に規定する値から（±）一〇〇ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2　制御信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条第二項の制御信号をいう。）の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第八条第二項に規定する値から（±）〇・二ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

（変調度等）

第三十七条の十　送信装置は、一〇〇パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2　副チヤネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条第二項の副チヤネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第四項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

3　制御チヤネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条第二項の制御チヤネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第五項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

4　制御チヤネル信号の変調度は、五〇パーセントから七〇パーセントまでの範囲内になければならない。

（総合周波数特性）

第三十七条の十一　送信装置の総合周波数特性は、変調周波数一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間において、プレエンフアシスを行う場合の七五マイクロ秒の時定数を有する理想的インピーダンス周波数特性曲線から（一）三デシベルまでの範囲内になければならない。

2　送信装置の左側信号及び右側信号の入力端子に同一の信号を加えた場合の当該装置の出力端子における左側信号と右側信号とのレベルの差は、一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても一・五デシベル以内でなければならない。

（総合歪（ひずみ）率）

第三十七条の十二　送信装置の総合歪（ひずみ）率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの変調周波数により音声信号副搬送波に（廿）一〇kHzの周波数偏移を与えた場合、それぞれ五パーセント以下となるものでなければならない。

（信号対雑音比）

第三十七条の十三　送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により音声信号副搬送波に（廿）一〇kHzの周波数偏移を与えた場合、五〇デシベル以上となるものでなければならない。

（総合歪（ひずみ）率等に関する規定の補則）

第三十七条の十四　前二条の規定を適用する場合は、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりディエンファシスを行うものとする。

（左右分離度）

第三十七条の十五　送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波にあつては（廿）一二・五kHz、音声信号副搬送波にあつては（廿）五kHzの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても別図第四号の二の三に示す特性曲線の示す値以上となるものでなければならない。

第二節の四　標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の十六　この節の規定は、標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の十七　クロック周波数は、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。）第六条第四項に規定する値から（十）一六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2　文字信号のビット同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式第九条に規定する時間から（十）三一ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の十八　水平走査期間におけるデータラインの重畳位置及び文字信号の振幅の定常値は、別図第四号の三に示す許容値の範囲内になければならない。

（スペクトル）

第三十七条の十九　文字信号の単一パルスのスペクトルは、その特性曲線が、別図第四号の四に示す許容限界の範囲内にあるものでなければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の二十　送信装置のアイ開口率（クロツク周波数に同期させて文字信号のパルスの波形を数多く重ねたときにおける「1」レベルの定常値と「0」レベルの定常値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。

第二節の四の二　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十の二　この節の規定は、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の二十の三　クロック周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式」という。）第八条第四項に規定する値から（廿）十六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2　データ信号のビット同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十一条に規定する時間から（廿）三一ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の二十の四　水平走査期間におけるデータラインの重畳位置及びデータ信号の振幅の定常値は、別図第四号の三に示す許容値の範囲内になければならない。

（スペクトル）

第三十七条の二十の五　データ信号の単一パルスのスペクトルは、その特性曲線が、別図第四号の四に示す許容限界の範囲内にあるものでなければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の二十の六　送信装置のアイ開口率（クロック周波数に同期させてデータ信号のパルスの波形を数多く重ねたときにおける「1」レベ

ルの定常値と「0」レベルの定常値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。

第二節の四の三　音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十の七　この節の規定は、音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の二十の八　データ信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第一項に規定する値から（十）〇・七ヘルツ（七〇・八〇四kHzデータ信号副搬送波の場合に限る。）又は（十）一・〇ヘルツ（一一八・〇〇七kHzデータ信号副搬送波の場合に限る。）を超える偏差を生じてはならない。

2　データ信号副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第四項に規定する値から（十）

〇・〇〇一％を超える偏差を生じてはならない。

3　データ信号副搬送波のスペクトルは、別図第四号の四の二に示す許容値の範囲内になければならない。

（変調度等）

第三十七条の二十の九　送信装置は、周波数偏移が（＋）五六kHzまで直線的に変化することができるものでなければならない。

2　データ信号副搬送波による主搬送波の最大周波数偏移は、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十五条第四項に規定する値から（－）四％、（＋）〇％を超える偏差を生じてはならない。

3　データ信号副搬送波の帯域通過フィルタは、別表第五号に示す減衰特性を有するものでなければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の二十の十　送信装置のアイ開口率（データ信号副搬送波の直交する二つの副搬送波をそれぞれ二相位相変調している二つの信号パルスの波形を標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第四項に規定する伝送速度の二分の一の周波数に同期させて数多く重ねたときにおける「1」レベルの定常値と「0」レベルの定常値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇％以上でなければならない。

第二節の五　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十一　この節の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局（以下この節において「衛星基幹放送局」という。）の無線設備並びに衛星基幹放送局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（標準テレビジョン放送の標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無

線設備に適用があるものとする。

（電波の偏波）

第三十七条の二十二　衛星基幹放送局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）となるものでなければならない。

（許容偏差）

第三十七条の二十三　映像信号及び同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の五に示すところによるものとする。

2　多重副搬送波（標準テレビジョン放送の標準方式第十五条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下この節及び次節において同じ。）の周波数は、標準テレビジョン放送の標準方式第十七条第一項に規定する値から（　　）

3　多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン放送の標準方式第十七条第四項に規定する値から毎秒（　　）

4　多重副搬送波のスペクトルは、別図第四号の六に示す許容値の範囲内でなければならない。

（変調度等）

第三十七条の二十四　送信装置は、直線的に変調できるものでなければな

らない。

2　映像信号による主搬送波の周波数偏移の許容偏差は、標準テレビジョン放送の標準方式第十五条第三項に規定する最大値の（　　MHz）の範囲内になければならない。

3　多重副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、（　　MHz）から（　　MHz）までの範囲内になければならない。

（映像送信装置の総合周波数特性）

第三十七条の二十五　映像送信装置の総合周波数特性は、変調周波数五〇kHz、一、二五〇kHz、二、〇〇〇kHz、三、〇〇〇kHz及び四、〇〇〇kHzにおいて、映像信号のプレエンファシスを行う場合の〇・八五〇八マイクロ秒分の一に零点及び〇・一八一九マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によつて表される周波数特性曲線から（一）二デシベルまでの範囲内になければならない。

（音声送信装置の特性）

第三十七条の二十六　音声送信装置は、次の各号に掲げる特性を持つものでなければならない。

一　総合周波数特性は、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの周波数の音声信号を伝送したとき、その特性曲線が別図第四号の七に示す音声信号のプレエンファシスを行う場合の五〇マイクロ秒分の一に零点及び一五マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によつて表される周波数特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間

（これらの曲線上を含む。）にあること。

二　総合歪（ひずみ）率は、次の表の上欄に掲げる周波数の音声信号の最大値（伝送可能な音声信号の最大振幅の値をいう。次号において同じ。）を伝送したとき、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

変調周波数	総合歪（ひずみ）率
五〇ヘルツ以上一〇、〇〇〇ヘルツ未満	二パーセント
一〇、〇〇〇ヘルツ以上一五、〇〇〇ヘルツ以下	三パーセント

三　信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの周波数の音声信号の最大値を伝送したとき、五五デシベル以上であること。

四　前二号の規定を適用する場合は、一五マイクロ秒分の一に零点及び五〇マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によつて表される周波数特性の回路によりデイエンフアシスを行うものとする。

（準用規定）

第三十七条の二十六の二　第三十七条の三第二項、第三十七条の三の二第一項、第三十七条の十七から第三十七条の二十まで及び第三十七条の二十の三から第三十七条の二十の六までの規定は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

第二節の六　削除

第三十七条の二十七から第三十七条の二十七の六まで　（同上）

第二節の八　標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の九　この節の規定は、標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十一　第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備に準用する。

第二節の十　Ｇ七Ｗ電波一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信

第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の九　この節の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十一　第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備に準用する。

第二節の十　（同上）

を行う地球局の無線設備

（準用規定）

第三十七条の二十七の十七　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）となるものでなければならない。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
（略）		
5　29.7MHzを超え100MHz以下	1　固定局、陸上局及び移動局（注18、19、20）	
	(1)　54MHzを超え70MHz以下のもの	
	ア　１W以下のもの	20
	イ　１Wを超えるもの	10
	(2)　その他の周波数のもの	20
	2　無線測位局	50
	3　地上基幹放送局	20
	4　標準周波数局	0.005
	5　アマチュア局	500
	6　地球局及び宇宙局	20
	7　特定小電力無線局	20
（略）		
7　470MHzを超え2,450MHz以下	1　固定局（注20、31、35）	
	(1)　810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2)　その他の周波数のもの	
	ア　100W以下のもの	100
	イ　100Wを超えるもの	50

（準用規定）

第三十七条の二十七の十七　第三十七条の二十二の規定は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
（同左）		
5　29.7MHzを超え100MHz以下	1　固定局、陸上局及び移動局（注18、19、20）	
	(1)　54MHzを超え70MHz以下のもの	
	ア　１W以下のもの	20
	イ　１Wを超えるもの	10
	(2)　その他の周波数のもの	20
	2　無線測位局	50
	3　地上基幹放送局	
	(1)　テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局（注21）	500Hz
	(2)　その他の地上基幹放送局	20
	4　標準周波数局	0.005
	5　アマチュア局	500
	6　地球局及び宇宙局	20
	7　特定小電力無線局	20
（同左）		
7　470MHzを超え2,450MHz以下	1　固定局（注20、31、35）	
	(1)　810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2)　その他の周波数のもの	
	ア　100W以下のもの	100
	イ　100Wを超えるもの	50

	2　陸上局及び移動局（３から８までに掲げるものを除く。）（注20、31、34、35、37、38）	
	(1)　810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2)　その他の周波数のもの	20
	3　簡易無線局（注35）	3
	4　特定小電力無線局（注36）	4
	5　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
	6　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
	7　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
	8　小電力データ通信システムの無線局	50
	9　無線測位局（注29）	
	(1)　地上DME及び地上タカンの送信設備	20
	(2)　機上DME及び機上タカンの送信設備	100kHz
	(3)　ＳＳＲの送信設備	
	ア　モードＳ機能を有するもの	10kHz
	イ　その他	200kHz
	(4)　ＡＴＣトランスポンダの送信設備	
	ア　モードＳ機能を有するもの	1,000kHz
	イ　その他	3,000kHz
	(5)　質問信号送信設備	10kHz
	(6)　基準信号送信設備及びノントランスポンダ	1,000kHz
	(7)　その他の無線測位局	500
	10　地上基幹放送局（注21、49）	1Hz
	11　地上一般放送局（注53）	1Hz
	12　アマチュア局	500
	13　地球局及び宇宙局（注32、33、40）	20
	（略）	

注１～20　（略）

21　次に掲げる地上基幹放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(5)及び(6)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとする。

(1)　（略）

	2　陸上局及び移動局（３から８までに掲げるものを除く。）（注20、31、34、35、37、38）	
	(1)　810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2)　その他の周波数のもの	20
	3　簡易無線局（注35）	3
	4　特定小電力無線局（注36）	4
	5　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
	6　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
	7　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
	8　小電力データ通信システムの無線局	50
	9　無線測位局（注29）	
	(1)　地上DME及び地上タカンの送信設備	20
	(2)　機上DME及び機上タカンの送信設備	100kHz
	(3)　ＳＳＲの送信設備	
	ア　モードＳ機能を有するもの	10kHz
	イ　その他	200kHz
	(4)　ＡＴＣトランスポンダの送信設備	
	ア　モードＳ機能を有するもの	1,000kHz
	イ　その他	3,000kHz
	(5)　質問信号送信設備	10kHz
	(6)　基準信号送信設備及びノントランスポンダ	1,000kHz
	(7)　その他の無線測位局	500
	10　地上基幹放送局（注21、49）	
	(1)　テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局	1Hz
	(2)　その他の地上基幹放送局	500Hz
	11　地上一般放送局（注53）	1Hz
	12　アマチュア局	500
	13　地球局及び宇宙局（注32、33、40）	20
	（同左）	

注１～20　（同左）

21　次に掲げる地上基幹放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(6)及び(7)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470MHz から 770MHz までの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が 0.1W以下の送信設備については、別に指定する。

(1)　（同左）

(2)　テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（(3)に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　500Hz

(3)　テレビジョン放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア・イ　（略）

(4)　マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第４章第１節に規定する放送を行う地上基幹放送局（(6)アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　500Hz

(5)　マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第４章第２節に規定する放送を行う地上基幹放送局（(6)イに規定するものを除く。）　Ｂ×103／ＮＦＦＴHz

Ｂはデジタル放送の標準方式第 35 条第１項に示す周波数帯幅（単位MHz）、ＮＦＦＴは同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

(6)　（略）

22～48　（略）

49　単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局（テレビジョン放送を行うものに限る。）と近接する地上基幹放送局（テレビジョン放送を行うものに限る。）が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。）を構成する２以上の地上基幹放送局にあつては、この表の７の項中４(1)並びに注 21 ただし書及び(3)の規定によるほか、当該２以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は 10Hz 以内とする。

50～53　（略）

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
（略）		
Ｄ８Ｅ	15 kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線

(2)　テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（(3)に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　500Hz

(3)　テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア・イ　（同左）

(4)　テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この注において同じ。）又はテレビジョン多重放送（テレビジョン・データ多重放送にあつては、Ｃ９Ｗ電波及びＦ９Ｗ電波を使用するものに限る。以下この注において同じ。）を行う地上基幹放送局の電波の周波数を変換して再発射するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局

ア　90MHz から 108MHz まで及び 170MHz から 222MHz までの周波数の電波を使用するもの　２kHz

イ　470MHz から 770MHz までの周波数の電波を使用するもの　３kHz

ウ　12.092ＧHz から 12.2ＧHz までの周波数の電波を使用するもの　10kHz

(5)　マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第４章第１節に規定する放送を行う地上基幹放送局（(7)アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　500Hz

(6)　マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第４章第２節に規定する放送を行う地上基幹放送局（(7)イに規定するものを除く。）　Ｂ×103／ＮＦＦＴHz

Ｂはデジタル放送の標準方式第 35 条第１項に示す周波数帯幅（単位MHz）、ＮＦＦＴは同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

(7)　（同左）

22～48　（同左）

49　単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）と近接する地上基幹放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。）を構成する２以上の地上基幹放送局にあつては、この表の７の項中４(1)並びに注 21 ただし書及び(3)の規定によるほか、当該２以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は 10Hz 以内とする。

50～53　（同左）

別表第二号（第６条関係）

第１　（同左）

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
（同左）		
Ｃ３Ｆ Ｆ３Ｅ	６MHz	標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備
Ｄ８Ｅ	15 kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設

		設備
（略）		
Ｆ９Ｗ	200kHz	地上基幹放送局の無線設備
（略）		

第２～第 62　（略）

別表第三号（第７条関係）

１～４　（略）

５　地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～（4）　（略）

(5)　マルチメディア放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
205MHzを超え 222ＭＨｚ以下	42Ｗを超えるもの	１mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より 60dＢ低い値。	１mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より 60dＢ低い値。
	1.68Ｗを超え42W以下		25μW以下
	1.68W以下	100μW以下	

(6)　標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及び470MH

		備
（同左）		
Ｆ９Ｗ	200kHz	地上基幹放送局の無線設備
	27MＨｚ	11.7ＧＨｚを超え 12.2ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局の無線設備
（同左）		

第２～第 62　（同左）

別表第三号（第７条関係）

１～４　（同左）

５　（同左）

(1)～（4）　（同左）

(5)　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、マルチメディア放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備（11.7ＧＨｚから 12.2ＧＨｚまでの周波数の電波を使用するものを除く。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
90MHz を超え 108ＭＨｚ以下及び 170ＭＨｚを超え222MHz以下	42Ｗを超えるもの	１mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より 60dＢ低い値。ただし、マルチメディア放送を行う地上基幹放送局は１mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より 60dＢ低い値。	１mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より 60dＢ低い値。ただし、マルチメディア放送を行う地上基幹放送局は１mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より 60dＢ低い値。
	1.68Ｗを超え42W以下		25μW以下
	1.68W以下	100μW以下	
470MHzを超え 770ＭＨｚ以下	42Ｗを超えるもの	20mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より 60dＢ低い値	12mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より 60dＢ低い値
	1.68Ｗを超え42W以下	25μW以下	25μW以下
	1.68W以下	100μW以下	

注　マルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除き、空中線電力は、映像送信設備の尖頭電力の値とする。

(6)　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基

z を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が８kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第４号の８の８に規定する値を準用する。

（表略）

(7)　（略）

6　削除

７～54　（略）

別表第四号（第 12 条関係）

電波型式別空中線電力の換算比の表

電波の型式	変調の特性	換算比			備考
		搬送波電力（pＺ）	平均電力（pＹ）	尖頭電力（pＸ）	
（略）					
Ｂ８Ｅ				0.075	注２参照
（略）					

注１・２　（略）

３　削除

４・５　（略）

別表第五号　削除

幹放送局及び 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が８kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第４号の８の８に規定する値を準用する。

（同左）

(7)　（同左）

6　映像信号搬送波と音声信号搬送波を同時に増幅する方式の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射（色信号副搬送波と音声信号搬送波の相互変調によつて生ずるものに限る。）の強度の許容値は、2 (1)及び 5 (5)に規定する値にかかわらず、映像信号搬送波の平均電力より 40dB 低い値とする。

７～54　（同左）

別表第四号（第 12 条関係）

電波型式別空中線電力の換算比の表

電波の型式	変調の特性	換算比			備考
		搬送波電力（pＺ）	平均電力（pＹ）	尖頭電力（pＸ）	
（同左）					
Ｂ８Ｅ				0.075	注２参照
Ｃ３Ｆ			1	1.68	地上基幹放送局に限る。注３参照
（同左）					

注１・２　（同左）

３　放送用の送信装置では、ペデスタルレベルに相当する映像を送つた場合の平均電力を１とする。

４・５　（同左）

別表第五号（第 37 条の 20 の９第３項関係）

70.804kHz データ信号副搬送波		
振幅周波数特性	64.4kHzから77.2kHzにおいて	１dB(p－p)以内
	62.8kHzから78.8kHzにおいて	０dB，－３dB以内
	55.1kHz以下	－50dB以下
	86.0kHz以上	－50dB以下
群遅延時間特性	70.8kHz±4.4kHz以内にて	10μs(p－p)以内
118.007kHz データ信号副搬送波		
振幅周波数特性	111.6kHzから124.4kHzにおいて	１dB(p－p)以内

	110.0kHzから126.0kHzにおいて	0dB，－3dB以内
	94.4kHz以下	－50dB以下
	141.6kHz以上	－50dB以下
群遅延時間特性	118.0kHz±6.4kHz以内にて	10μs(p－p)以内

別図第三号から別図第四号の一の二まで　削除

別図第三号（第37条の３の２第２項関係）

（1）　最初のフイールド

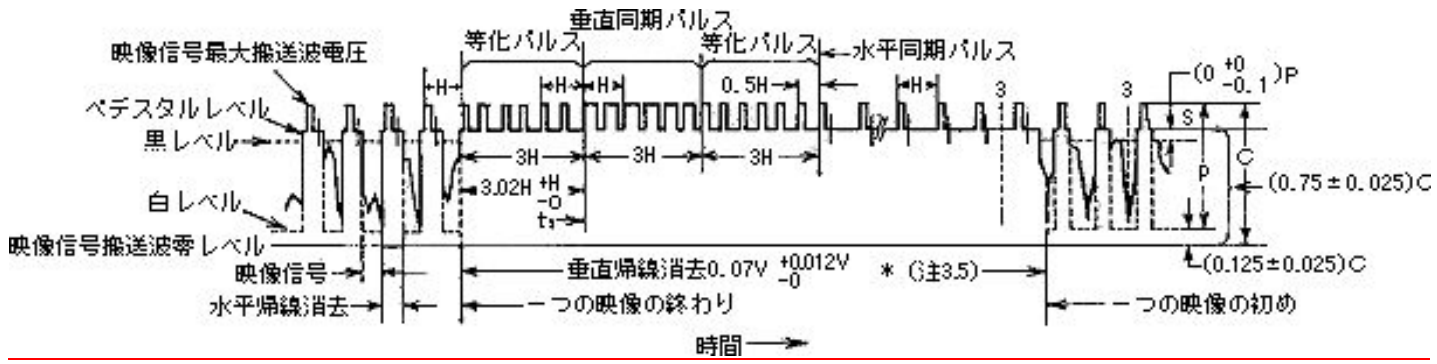

（2）　次のフイールド

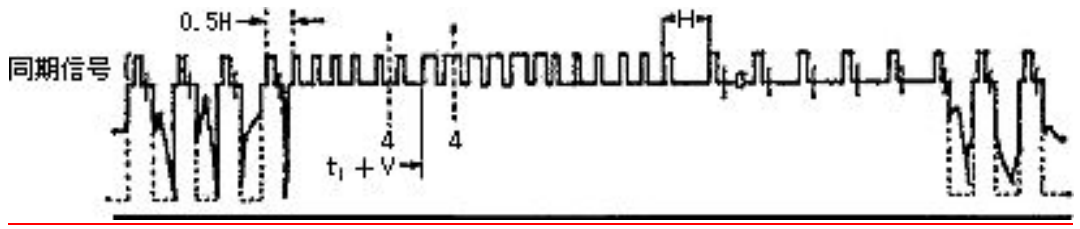

（3）　（1）の3―3の詳細

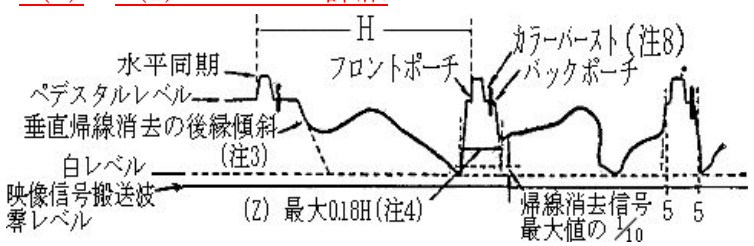

（4）　（2）の4―4の詳細

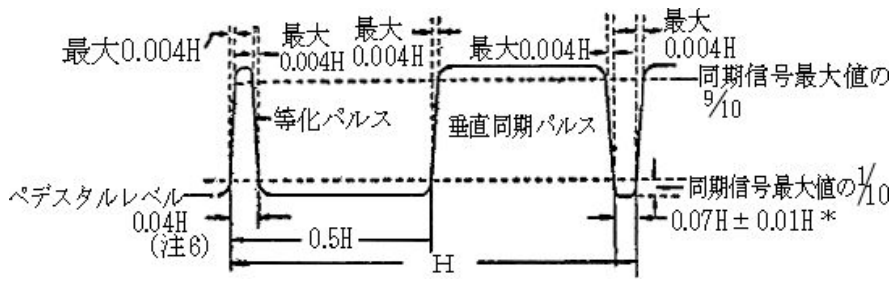

（5）　（3）の5―5の詳細

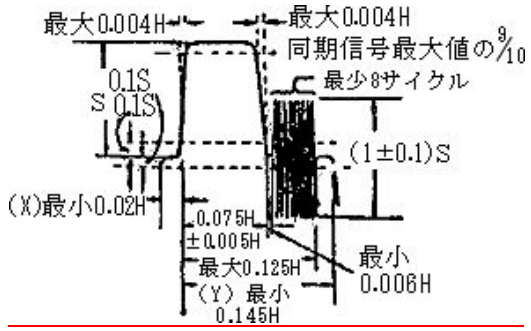

注１　Ｈ：一つの走査線の初めから次の走査線の初めまでの時間

２　Ｖ：一つのフイールドの初めから次のフイールドの初めまでの時間

３　垂直帰線消去の前縁と後縁とは、0.1H以内に完成されなければならない。

４　水平帰線消去の前縁と後縁とは、いかなる映像信号においても最小値（Ｘ＋Ｙ）と最大値（Ｚ）とを保持するに足る程度に急しゆんでなければならない。

５　＊印の値は、長時間の変動に対する許容値であつて、次々のサイクルに対するものではない。

６　等化パルスの面積は、水平同期パルスの面積の 0.45 から 0.5 までの間になければならない。

７　カラーバーストは、各水平同期パルスの後に続けて伝送するが、等化パルス及び垂直同期パルスの後に伝送してはならない。

８　表に示したカラーバーストの数値は、カラーバーストの始まる時間と終わる時間とを定めるものであつて、その位相を定めるものではない。

９　色信号のない場合にあつては、カラーバーストを除くことができる。

10　「Ｐ」は、映像の輝度信号のペデスタルレベルからの最大偏移を示し、色信号は示していない。

「Ｓ」は、ペデスタルレベルからの同期信号振幅を示す。

「Ｃ」は、映像信号搬送波の最大振幅を示す。

別図第四号（第 37 条の６第７号関係）

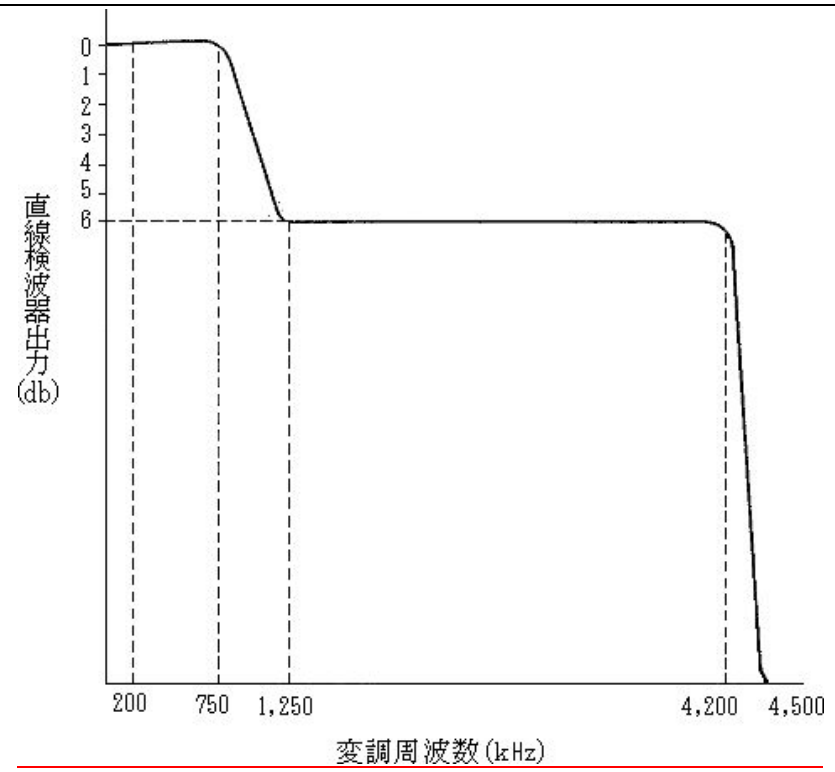

別図第四号の一の二（第 37 条の６の３関係）

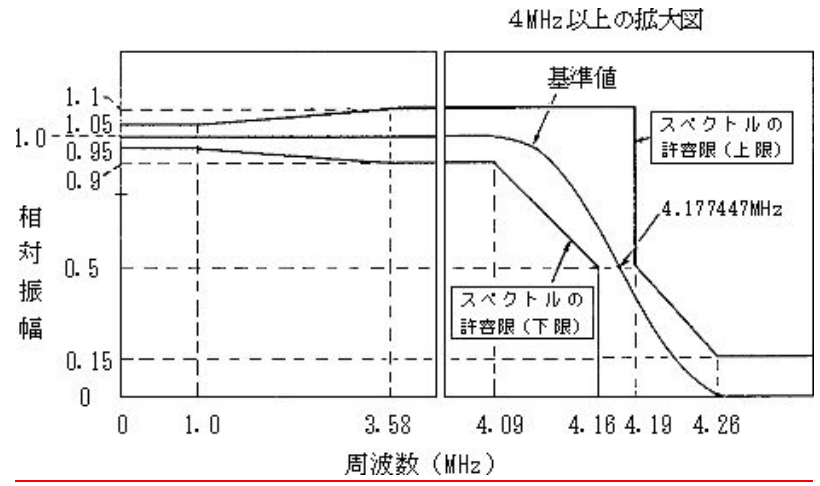

注１　200kHz から 500kHz までの周波数における振幅の平均値を１とする。

２　本図は、色信号副搬送波周波数の４倍の周波数によつてサンプリングした波形を１クロツク差分したときのスペクトルである。

別図第四号の二・別図第四号の二の二　（略）

別図第四号の二・別図第四号の二の二　（同左）

別図第四号の二の三から別図第四号の八の四まで　削除

別図第四号の二の三（第 37 条の 15 関係）

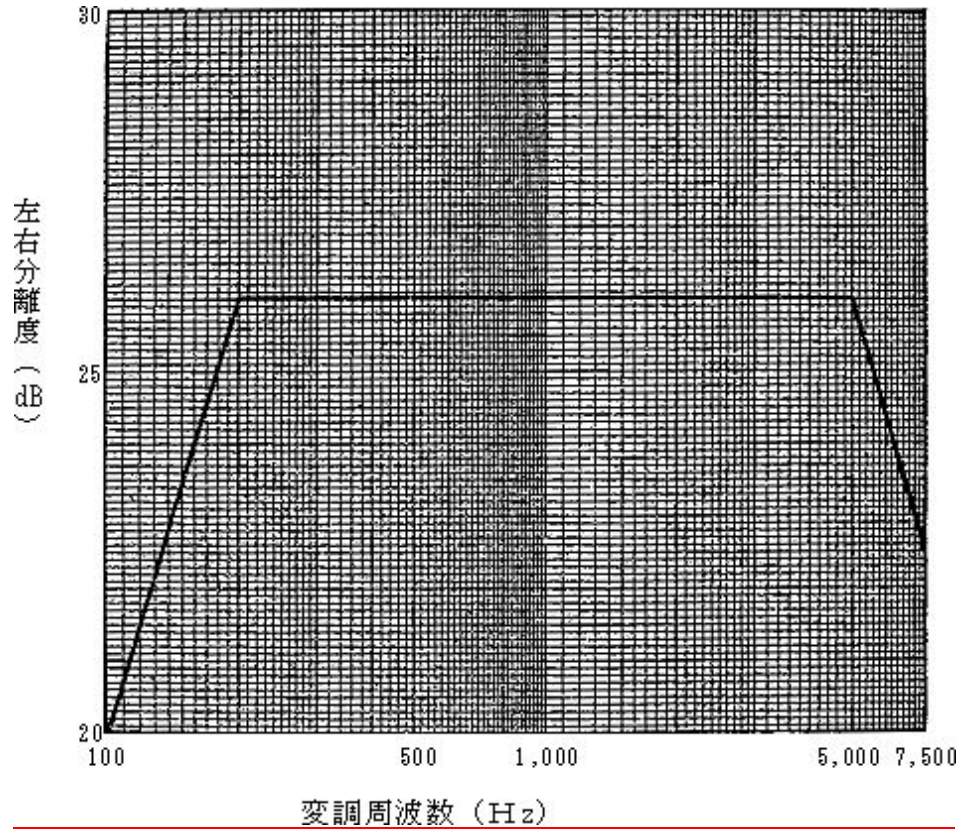

注　上図の値は、副チャネル信号が主チャネル信号に対して 20μｓの遅延特性を有する復調器を用いた場合のものとする。

別図第四号の三（第 37 条の 18 及び第 37 条の 20 の４関係）

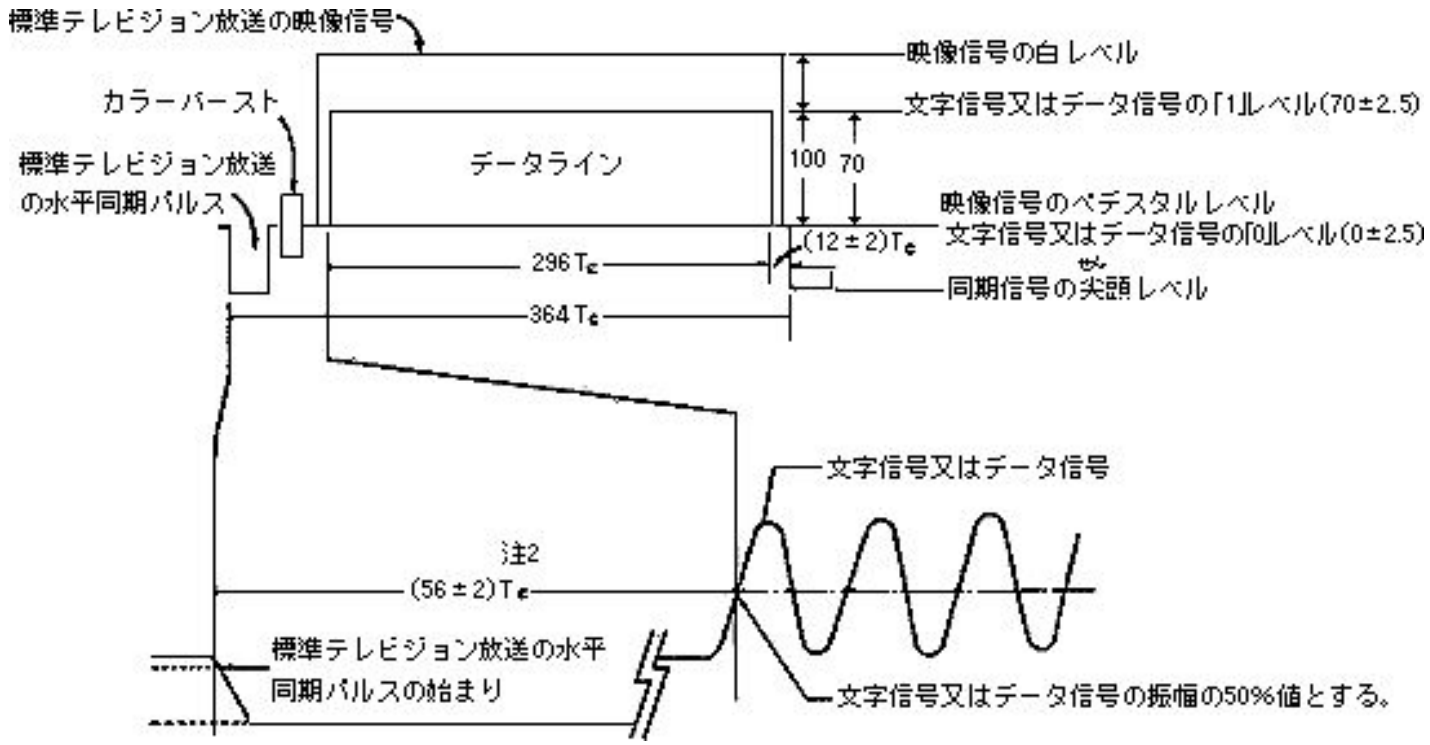

注１　Ｔｃ＝１／　３６４fH　μｓ（fH は、MHz を単位とした水平同期パルスの周波数）

２　この許容値は、長時間の変動に対するものであつて、次のフィールドに対するものではない。

別図第四号の四（第 37 条の 19 及び第 37 条の 20 の 5 関係）

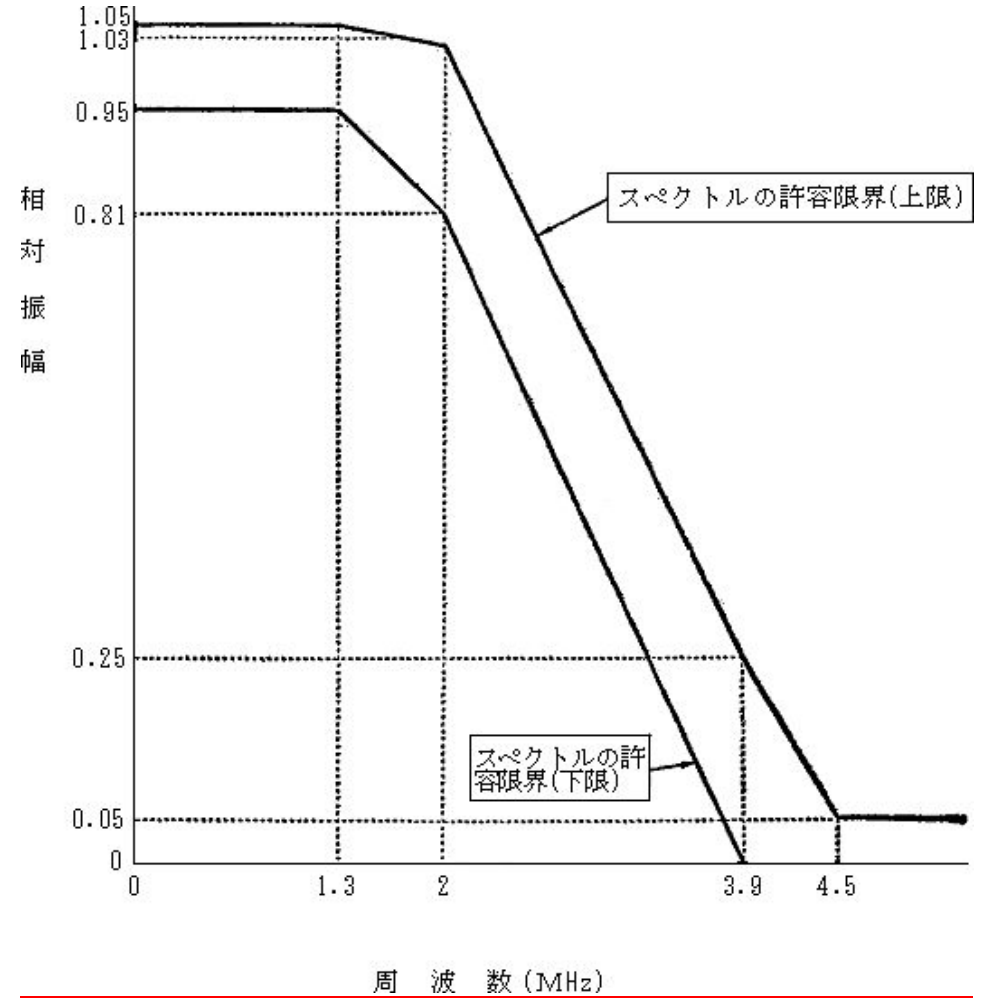

注　200kHz から 500kHz までの周波数における振幅の平均値を１とする。

別図第四号の四の二（第 37 条の 20 の８第３項関係）

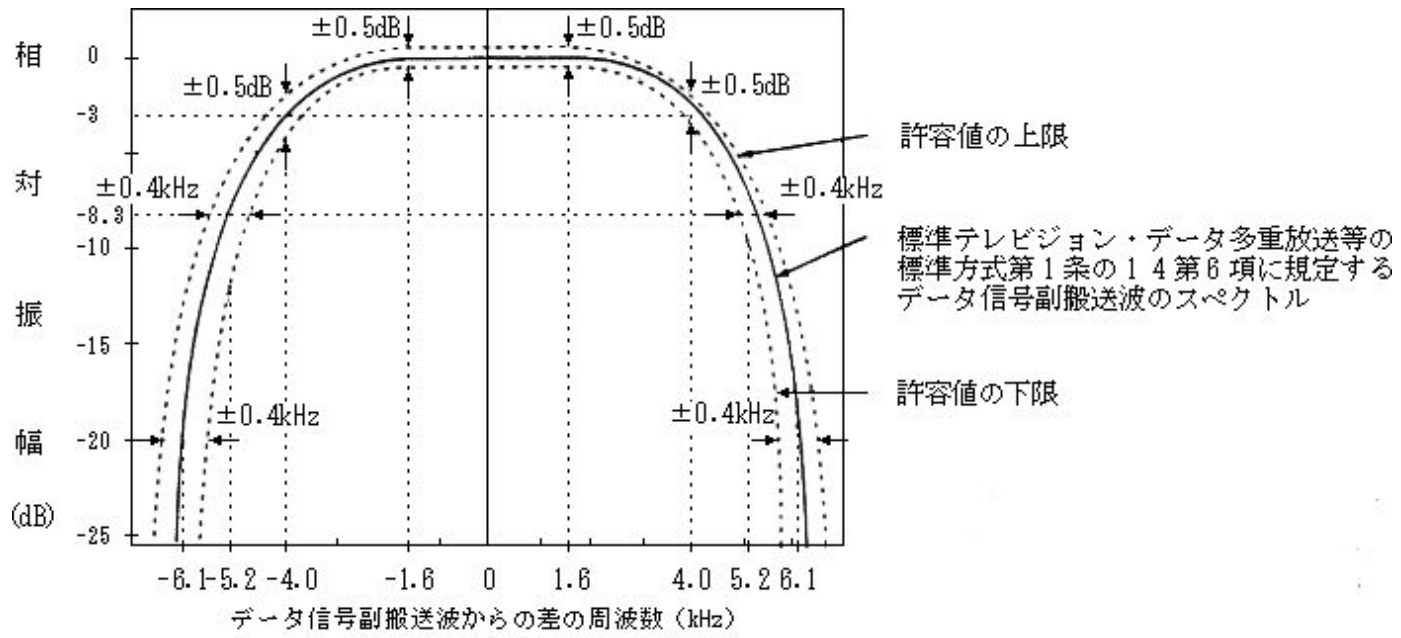

別図第四号の五（第 37 条の 23 第１項関係）

(1)　最初のフイールド

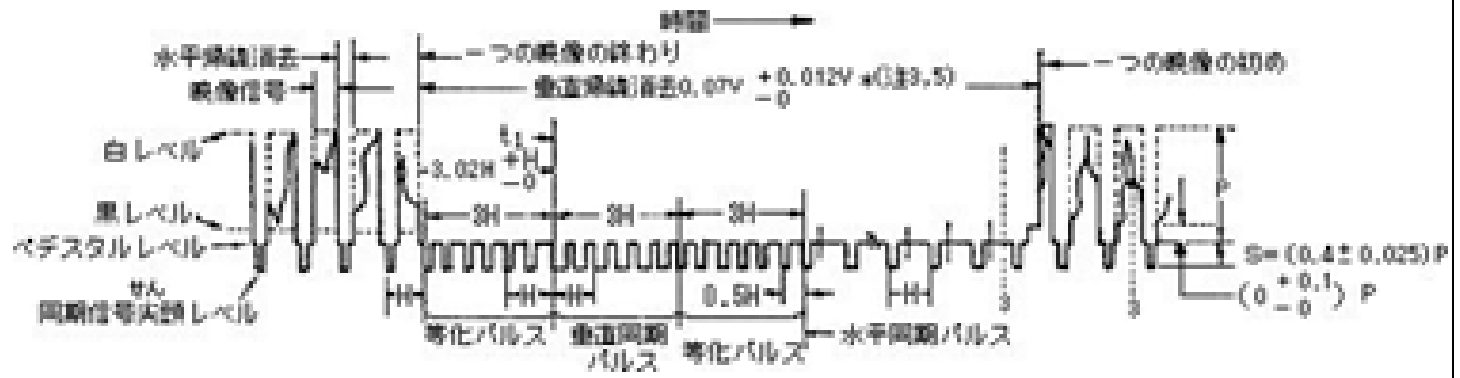

(2)　次のフイールド

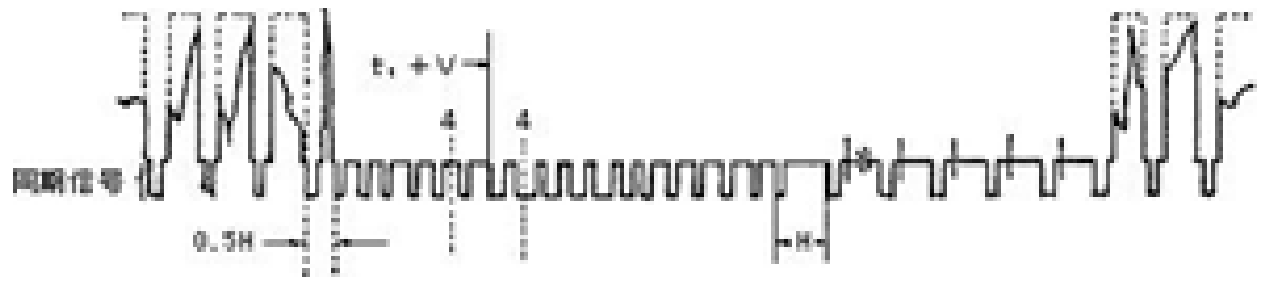

(3)　(1)の 3―3 の詳細

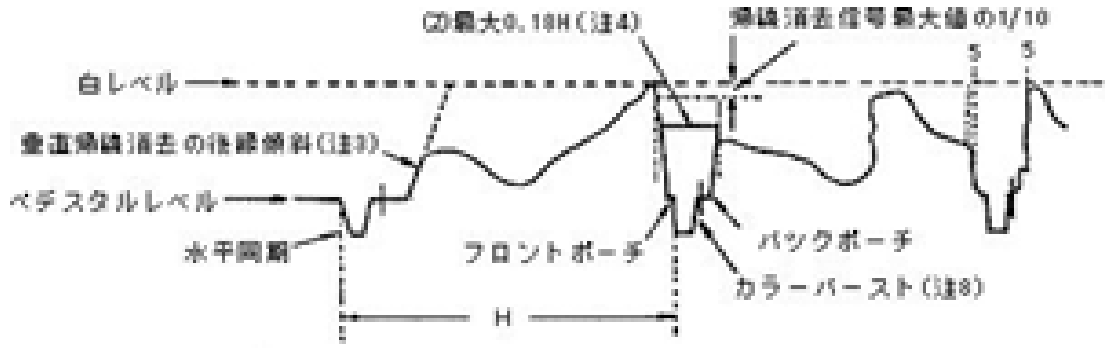

(4)　(2)の4—4の詳細

(5)　(3)の5—5の詳細

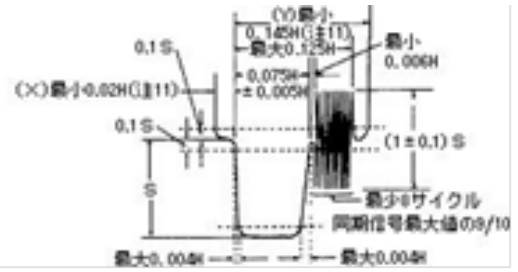

注１　「Ｈ」は、一つの走査線の初めから次の走査線の初めまでの時間を示す。

２　「Ｖ」は、一つのフイールドの初めから次のフイールドの初めまでの時間を示す。

３　垂直帰線消去の前縁と後縁とは、0.1H以内に完成されなければならない。

４　水平帰線消去の前縁と後縁とは、いかなる映像信号においても最小値（Ｘ＋Ｙ）と最大値（Ｚ）とを保持するに足る程度に急しゅんでなければならない。

５　＊印の値は、長時間の変動に対する許容値であつて、次々のサイクルに対するものではない。

６　等化パルスの面積は、水平同期パルスの面積の0.45から0.5までの間になければならない。

７　カラーバーストは、各水平同期パルスの後に続けて伝送するが、等化パルス及び垂直同期パルスの後に伝送してはならない。

８　表に示したカラーバーストの数値は、カラーバーストの始まる時間と終わる時間とを定めるものであつて、その位相を定めるものではない。

９　色信号のない場合にあつては、カラーバーストを除くことができる。

10　「Ｐ」は、映像の輝度信号のペデスタルレベルからの最大偏移を示し、色信号は示していない。「Ｓ」は、ペデスタルレベルからの同期信号振幅を示す。

11　映像信号のスクランブル（標準テレビジョン放送の標準方式第18条第１項第１号に規定するスクランブルをいう。）を行う場合にあつては、最小値（Ｘ）は0.007H、最小値（Ｙ）は0.126Hとする。

別図第四号の六（第37条の23第４項関係）

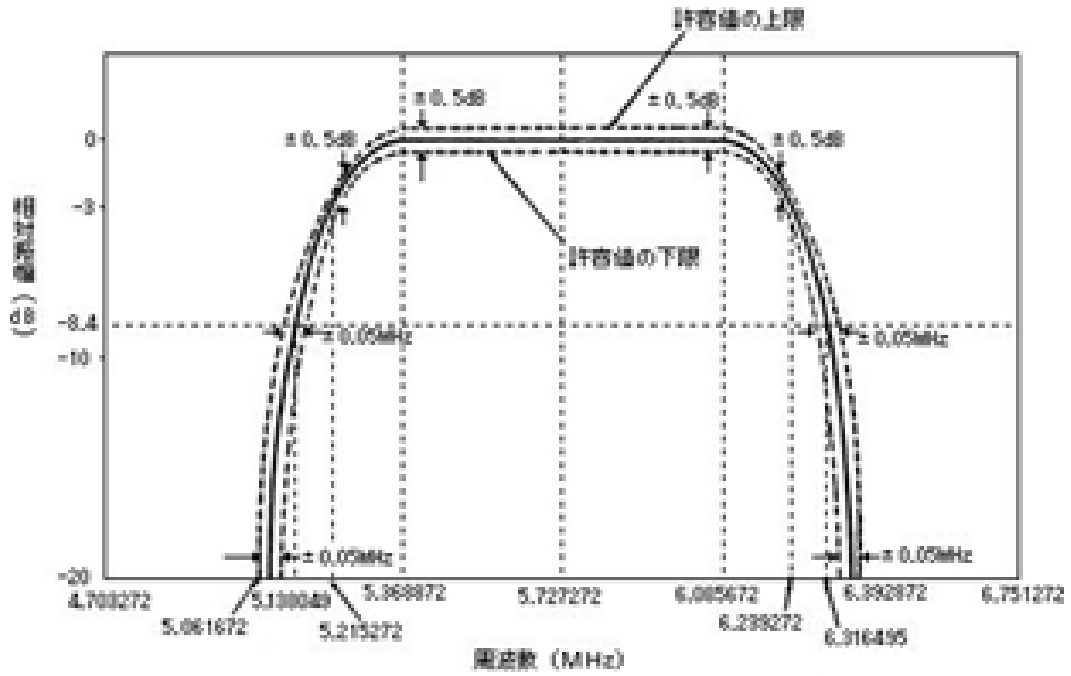

注　相対振幅は、5.727272MHz の周波数における振幅を 0 デシベルとしたときの値（単位 dB）とする。

別図第四号の七（第 37 条の 26 第 1 号関係）

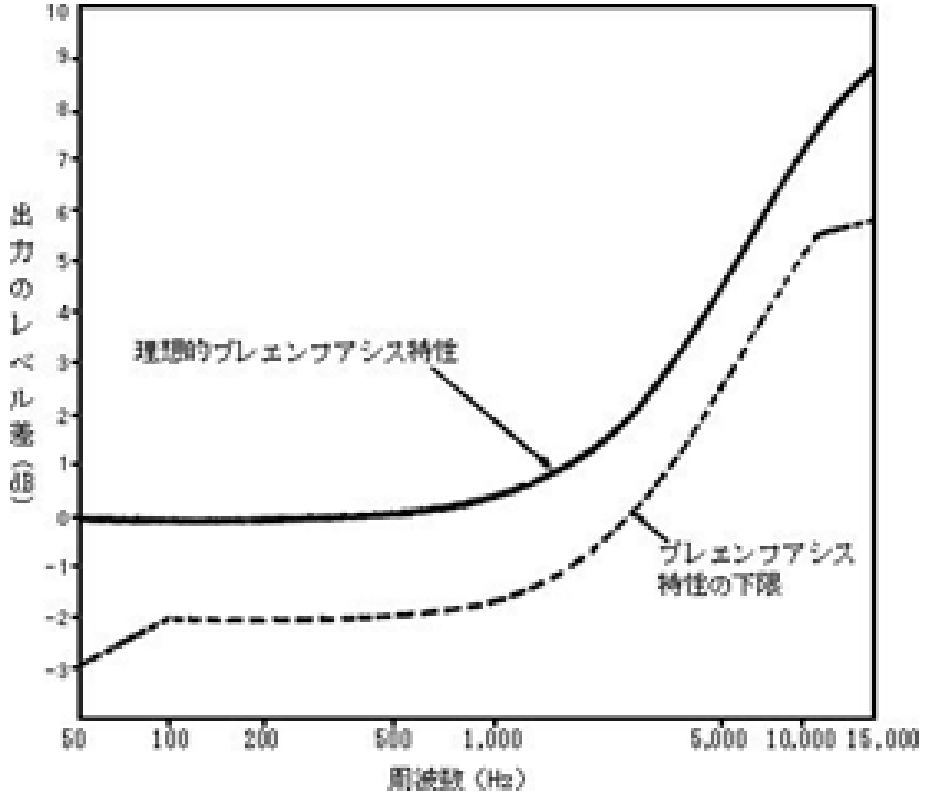

別図第四号の八から別図第四号の八の四まで　削除

別図第四号の八の五　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第 37 条の 27 の８第１項関係） （1）　１セグメント形式 （図略） （表略） ＊　空中線電力が 0.5Wを超え 5W以下の無線設備にあつては－（53.6＋5.6logP)dB／10kHz、空中線電力が 0.5W以下の無線設備にあつては－52.0dB／kHz とする。 注　（略） （2）　３セグメント形式 （図略） （表略） ＊　空中線電力が 0.5Wを超え 5W以下の無線設備にあつては－（45.1＋10logP)dB／10kHz、空中線電力が 0.5W以下の無線設備にあつては－61.0dB／10kHz とする。 注　（略） （3）　（1)と（2)が混在する場合 （表略） ＊　空中線電力が 0.5Wを超え 5W以下の無線設備にあつては－（10log（6000／14×n／10)＋43＋10logP)dB／10kHz、空中線電力が 0.5W以下の無線設備にあつては－(40＋10log(10／6000／14×n))dB／10kHz とする。 注１～４　（略）	別図第四号の八の五　（同左） （1）　（同左） （同左） （同左） ＊　自局の放送区域内で隣接チャンネル番号（自局に割り当てられた周波数帯に相当する法第７条第２項第２号の放送用周波数使用計画におけるテレビジョン放送のチャンネル番号と１つ異なるチャンネル番号（13 から 62 までのチャンネル番号に限り、自局に割り当てられた周波数帯に相当するチャンネル番号が 3 のときは 4、4 のときは 3、12 のときは 13、13 のときは 12 をそれぞれ除く。)をいう。以下この別図において同じ。)に対応する周波数が標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この別図において同じ。）（自局の実効輻射電力に対して 130 倍未満の実効輻射電力によるものに限る。)に使用されない場合、空中線電力が 0.5Wを超え 5W以下の無線設備にあつては－（53.6＋5.6logP)dB／10kHz、空中線電力が 0.5W以下の無線設備にあつては－52.0dB／kHz とする。 注　（同左） （2）　（同左） （同左） （同左） ＊　自局の放送区域内で隣接チャンネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送（自局の実効輻射電力に対して（130／3)倍未満の実効輻射電力によるものに限る。)に使用されない場合、空中線電力が 0.5Wを超え 5W以下の無線設備にあつては－（45.1＋10logP)dB／10kHz、空中線電力が 0.5W以下の無線設備にあつては－61.0dB／10kHz とする。 注　（同左） （3）　（同左） ＊　自局の放送区域内で隣接チャンネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送（自局の実効輻射電力に対して（130／n)倍未満の実効輻射電力によるものに限る。)に使用されない場合、空中線電力が 0.5Wを超え 5W以下の無線設備にあつては－（10log（6000／14×n／10)＋43＋10logP)dB／10kHz、空中線電力が 0.5W以下の無線設備にあつては－（40＋10log（10／6000／14×n))dB／10kHz とする。 注１～４　（同左）
別図第四号の八の八　搬送波の変調スペクトルの許容範囲（第 37 条の 27 の 10 第４項関係） （図略） （表略） ＊１　空中線電力が 0.25Wを超え 2.5W以下の無線設備にあつては－（73.4＋10logP)dB／10kHz、空中線電力が 0.25W以下の無線設備（＊2 の場合を除く。)にあつては－67.4dB／10kHz とする。	別図第四号の八の八　（同左） （同左） （同左） ＊１　自局の放送区域内で隣接チャンネル番号（自局に割り当てられた周波数帯に相当する法第７条第２項第２号の放送用周波数使用計画におけるテレビジョン放送のチャンネル番号と１つ異なるチャンネル番号（13 から 62 までのチャンネル番号に限る。)をいう。以下この別図に

＊２　空中線電力が 0.025Wを超え 0.25W未満の無線設備にあつては－(73.4＋10logＰ)dＢ／10kHz、空中線電力が 0.025W以下の無線設備にあつては－57.4dＢ／10kHz とする。 注　（略）	おいて同じ。)に対応する周波数が標準テレビジョン放送（デジタル放送を除き、自局の実効輻射電力の 10 倍未満の実効輻射電力によるものに限る。）に使用されない場合、空中線電力が 0.25Wを超え 2.5W以下の無線設備にあつては－（73.4＋10logＰ)dＢ／10kHz、空中線電力が 0.25W以下の無線設備（＊2 の場合を除く。)にあつては－67.4dＢ／10kHz とする。 ＊２　自局の放送区域内で隣接チャンネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。)に使用されない場合、空中線電力が 0.025Wを超え 0.25W未満の無線設備にあつては（73.4＋10logＰ)dＢ／10kHz、空中線電力が 0.025W以下の無線設備にあつては－57.4dＢ／10kHz とする。 注　（同左）

○基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（用語の意義） 第二条　この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。 一～十一　（略） 十二　「放送の種類」とは、中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送等の種別をいう。 十三・十四　（略） 十五　「放送区域」とは、一の基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）の放送に係る区域であつて、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局については、次に掲げる区域をいう。 (1)・(2)　（略） (3)　テレビジョン放送を行う基幹放送局	（用語の意義） 第二条　（同上） 一～十一　（同上） 十二　「放送の種類」とは、中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、テレビジョン・データ多重放送、ファクシミリ放送等の種別をいう。 十三・十四　（同上） 十五　「放送区域」とは、一の基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）の放送に係る区域であつて、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局については、次に掲げる区域をいう。 (1)・(2)　（同上） (3)　テレビジョン放送又はテレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局 (一)　デジタル放送を行わないもの

(4)　（略）

基幹放送局の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルト以上である区域

ア　九〇MHzから二二二MHzまでの周波数の電波を使用するもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおける同期信号波形の尖頭値によるものとする。イにおいて同じ。）が、次の表に掲げる電界強度の範囲において総務大臣が告示する値以上である区域

区域	電界強度の範囲（単位ミリボルト毎メートル）
高雑音区域	一〇以上　二五以下
中雑音区域	三以上　一〇未満
低雑音区域	〇・五以上　三未満

イ　四七〇MHzから七七〇MHzまでの周波数の電波を使用するもの

基幹放送局の電界強度が、毎メートル三ミリボルト以上である区域

ウ　一一・七GHzから一二・二GHzまでの周波数の電波を使用するもの

基幹放送局の電力束密度（送信空中線を見通せる高さにおける同期信号波形の尖頭値によるものとする。）が、毎平方メートル〇・〇三マイクロワット以上である区域

(二)　デジタル放送を行うもの

基幹放送局の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルト以上である区域

(4)　（同上）

(5)　テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を

第七条　超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）を開設しようとする者は、指針として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。

行う基幹放送局

(一)　九〇MHzから二二二MHzまでの周波数の電波を使用するもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。(二)において同じ。）が、次の表に掲げる電界強度の範囲において総務大臣が告示する値以上である区域

区域	電界強度の範囲（単位ミリボルト毎メートル）
高雑音区域	五以上　一二・五以下
中雑音区域	一・五以上　五未満
低雑音区域	〇・二五以上　一・五未満

(二)　四七〇MHzから七七〇MHzまでの周波数の電波を使用するもの

基幹放送局の電界強度が、毎メートル一・五ミリボルト以上である区域

(三)　一一・七GHzから一二・二GHzまでの周波数の電波を使用するもの

基幹放送局の電力束密度（送信空中線を見通せる高さにおけるものとする。）が、毎平方メートル〇・〇〇三マイクロワット以上である区域

第七条　超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）を開設しようとする者は、指針として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。

一　開設しようとする基幹放送局の送信空中線の型式及び構成、設置場所（次号の規定により他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接することとなる場合のものを除く。）並びに高さ並びに実効輻射電力は、その放送しようとする地域におけるその放送の受信が有効に行われるため必要な電界強度を生ずるものであること。

二　開設しようとする基幹放送局の送信空中線の設置場所は、その局を開設することによりその局又はこれと放送の種類を同じくする他の基幹放送局の放送区域がそれぞれ当該他の基幹放送局又は当該開設しようとする基幹放送局の放送区域の全部又は大部分と共通となる場合には、当該他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接したものであること。

一　開設しようとする基幹放送局の送信空中線の型式及び構成、設置場所（次号の規定により他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接することとなる場合のものを除く。）並びに高さ並びに実効輻射電力又は等価等方輻射電力（一一・七GHzから一二・二GHzまでの周波数の電波を使用するテレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の場合に限る。）は、その放送しようとする地域におけるその放送の受信が有効に行われるため必要な電界強度又は電力束密度（一一・七GHzから一二・二GHzまでの周波数の電波を使用するテレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の場合に限る。）を生ずるものであること。

二　開設しようとする基幹放送局の送信空中線の設置場所は、その局を開設することによりその局又はこれと放送の種類を同じくする他の基幹放送局の放送区域がそれぞれ当該他の基幹放送局又は当該開設しようとする基幹放送局の放送区域の全部又は大部分と共通となる場合には、当該他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接したものであること。ただし、当該開設しようとする基幹放送局（テレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行うものに限る。）の使用する電波の周波数が九〇MHzから二二一MHzまでのもの又は四七〇MHzから七七〇MHzまでのものである場合に当該他の基幹放送局の使用する電波の周波数が

2

（略）

2

それぞれ四七〇MHzから七七〇MHzまでのもの又は九〇MHzから二二二MHzまでのものである場合において、これらの基幹放送局の送信空中線の設置場所が互いに近接したものであることが電波の能率的な使用上適当でないときは、この限りでない。

（同上）

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（特定無線設備等） 第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 一～五十六　（略） 五十七　設備規則第三十七条の二十七の十及び第三十七条の二十七の十一においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備（他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの 五十七の二　設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの 2　（略） 五十七の三～六十三　（略）	（特定無線設備等） 第二条　（同上） 一～五十六　（同上） 五十七　設備規則第三十七条の二十七の十及び第三十七条の二十七の十一においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備（他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの 五十七の二　設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの 2　（同上） 五十七の三～六十三　（同上）

○登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第七号　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係） 第一・第二　（略） 第三　無線設備 一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装の照合 （表略） 二　電気的特性の点検	別表第七号　（同上） 第一・第二　（同上） 第三　（同上） 一　（同上） 二　（同上）
無線局の種別及び無線設備名	無線局の種別及び無線設備名
地上基幹放送局	地上基幹放送局
点検の項目	点検の項目
一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　スプリアス発射又は不要発射の強度 四　空中線電力 五　総合周波数特性	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　スプリアス発射又は不要発射の強度 四　空中線電力 五　総合周波数特性
備考	備考
・　四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む。 ・　五については、演奏所を有する（演奏所と直結するものを含む。）地上基幹放送局（テレビジョン放送及びマルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除く。）に限る。	・　四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む（衛星補助放送を行う無線局を除く。）。 ・　五については、演奏所を有する（演奏所と直結するものを含む。）地上基幹放送局（テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）及びマルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除く。）に限る。
（略）	（同上）
（略）	（同上）

注1～3　（略）

三　（略）

注1～3　（同上）

三　（同上）

○特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（無線局の目的） 第三条　次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。 一　電気通信業務用　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するもの（第五号から第十号までに掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。 二　公共業務用　人命及び財産の保護、治安の維持その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するもの（第十一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。 三　簡易無線通信業務用　簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するもの（次号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。 四　アマチュア業務用　金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線	（無線局の目的） 第三条　（同上） 一　電気通信業務用　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。 二　公共業務用　人命及び財産の保護、治安の維持その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するものであること（第十一号の放送事業用の無線局に該当するものを除く。）。 三　簡易無線通信業務用　簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること（次号のアマチュア業務用の無線局に該当するものを除く。）。 四　（同上）

技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること

五　中波放送用　中波放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。

六　短波放送用　短波放送（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十四号の二に規定するもののうち、第九号に規定する放送をいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。

七　超短波放送用　超短波放送又は超短波多重放送（超短波放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であって、超短波放送に該当しないものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。

八　テレビジョン放送用　テレビジョン放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。

九　受信障害対策放送用　法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送であって、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹

五　中波放送用　中波放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。以下第十号までにおいて同じ。）。

六　短波放送用　短波放送（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十四号の二に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するものであること。

七　超短波放送用　超短波放送又は超短波多重放送（超短波放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であって、超短波放送に該当しないものをいう。）を行うことを目的として開設するものであること。

八　テレビジョン放送用　テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であって、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。）を行うことを目的として開設するものであること（次号の受信障害対策放送用の無線局に該当するものを除く。）。

九　受信障害対策放送用　十二・〇九二ギガヘルツから十二・二〇〇ギガヘルツまでの周波数を使用するテレビジョン放送又はテレビジョン

放送の受信障害の解消を目的とする放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。

十　データ放送用　データ放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。

十一　放送事業用　基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。

十二・十三　（略）

（無線局の区分）

第四条　法第七十一条の二第一項第一号の無線局の区分は、次のとおりとする。

一～三十三　（略）

三十四　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的がテレビジョン放送用であるもの

多重放送であって、高層建築物等によるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の受信障害の解消を目的とする放送を行うことを目的として開設するものであること。

十　データ放送用　データ放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するものであること。

十一　（同上）

十二・十三　（同上）

（無線局の区分）

第四条　（同上）

一～三十三　（同上）

三十四　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的がテレビジョン放送用であるもののうち、当該無線局に係る電気通信設備が標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）によるもの以外のものであるもの

三十五　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的がテレビジョン放送用であるもののうち、当該無線局に係る電気通信設備が標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものであるもの

川十用〜长十川　（略） 2　（略）	川十长〜长十川　（亘上） 2　（亘上）

○超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　地上基幹放送局を用いて行う超短波放送（第三条―第七条） 第三章　雑則（第八条） 附則	目次 第一章　（同上） 第二章　（同上） 第三章　衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送（第八条―第十三条） 第四章　雑則（第十四条・第十五条） 附則
	第三章　衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送
	（適用の範囲） 第八条　この章の規定は、衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送に適用があるものとする。
	（周波数帯幅等） 第九条　使用する周波数帯幅は、二七MHzとする。 2　搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（搬送波の変調）

第十条　搬送波の変調の型式は、周波数変調とし、当該搬送波は、別図第二号に示す回路によって変調するものとする。

2　搬送波を変調する信号は、別図第三号に示す回路によって符号化された二軸の二値の符号系列とする。

3　別図第三号に示す回路に入力される信号は、別図第四号に示す回路によって非周期化された二値の符号系列とする。

4　搬送波を変調する各軸の信号の伝送速度は、毎秒一二・二八八メガビットとする。

（多重フレーム行列）

第十一条　別図第四号に示す回路に入力される信号は、多重フレーム（六行二千四十八列の行列（以下「多重フレーム行列」という。）として構成される一二、二八八ビットの符号系列をいう。）の集まりとする。

2　多重フレーム行列の各行に書き込まれる符号系列は、別図第五号に示す回路によって非周期化されたフレーム（三十二行六十四列の行列（以下「フレーム行列」という。）として構成される二、〇四八ビットの符号系列をいう。以下同じ。）とし、行番号順に第一フレームから第六フレームまでの番号を付す。

3　多重フレーム行列の各行への符号の書き込みは、第一列から第二千四十

八列まで列番号順に行うものとする。

4　多重フレーム行列からの符号の読み出しは、各列の第一行から順に第六行まで列番号順に行うものとする。

5　多重フレーム行列に書き込まれる各フレームの伝送速度は、毎秒二、〇四八キロビットとする。

6　多重フレーム行列の同期符号及び制御手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（フレーム行列の構成等）

第十二条　フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケット（データの伝送のための符号系列及びその種類の識別のための符号系列の組をいう。）の送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2　疑似乱数符号重畳方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第二十一条第一項第二号に規定する疑似乱数符号重畳方式をいう。）による音声信号のスクランブル（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。）の手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送

を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）の構成及び送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（準用規定）

第十三条　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第十八条第二項及び第三項、第十九条第一項から第三項まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項（第一号を除く。）の規定は、衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送について準用する。

2　超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）第三条から第五条までの規定は、衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送の補完放送について準用する。

第四章　雑則

（地上基幹放送試験局等に適用する規定）

第十四条　超短波放送を行うための地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局（内外放送を行うためのものに限る。）及び衛星基幹放送試験局の送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないこと

第三章　雑則

（緊急警報信号に適用する規定）

第八条　超短波放送により緊急警報信号を送る場合は、緊急警報信号を音声信号とみなし、この省令の音声信号に関する規定（第五条第一項を除く。）を適用する。

ができる。

（緊急警報信号に適用する規定）

第十五条　超短波放送により緊急警報信号を送る場合は、緊急警報信号を音声信号とみなし、この省令の音声信号に関する規定（第五条第一項及びスクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。）を適用する。

別図第二号（第 10 条第 1 項関係）

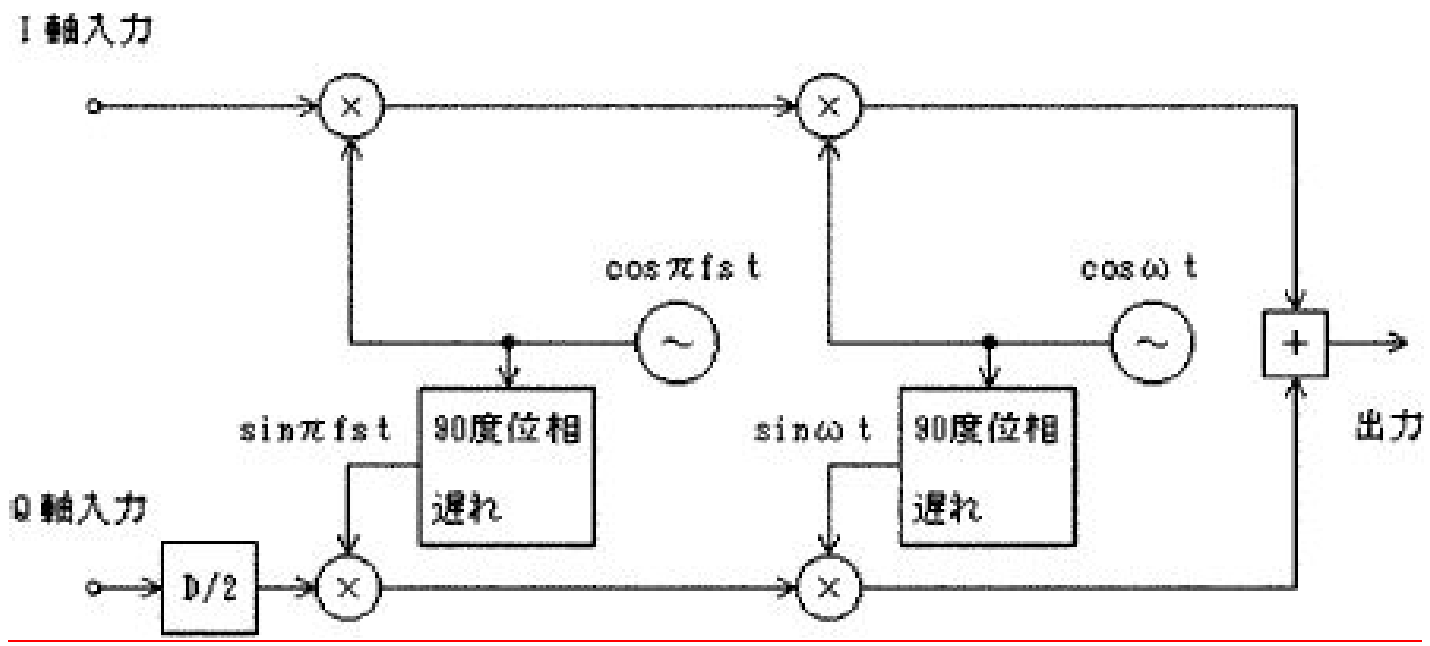

注１　D/2は、1／2 ビット遅延素子を表す。
　２　⊖は、発振器を表す。
　３　⊗は、乗算器を表す。
　４　⊞は、合成器を表す。
　５　ω は、搬送波の角周波数とする。
　６　fs は、12.288MHz とする。
　７　π は、円周率を表す。

別図第三号（第 10 条第 2 項関係）

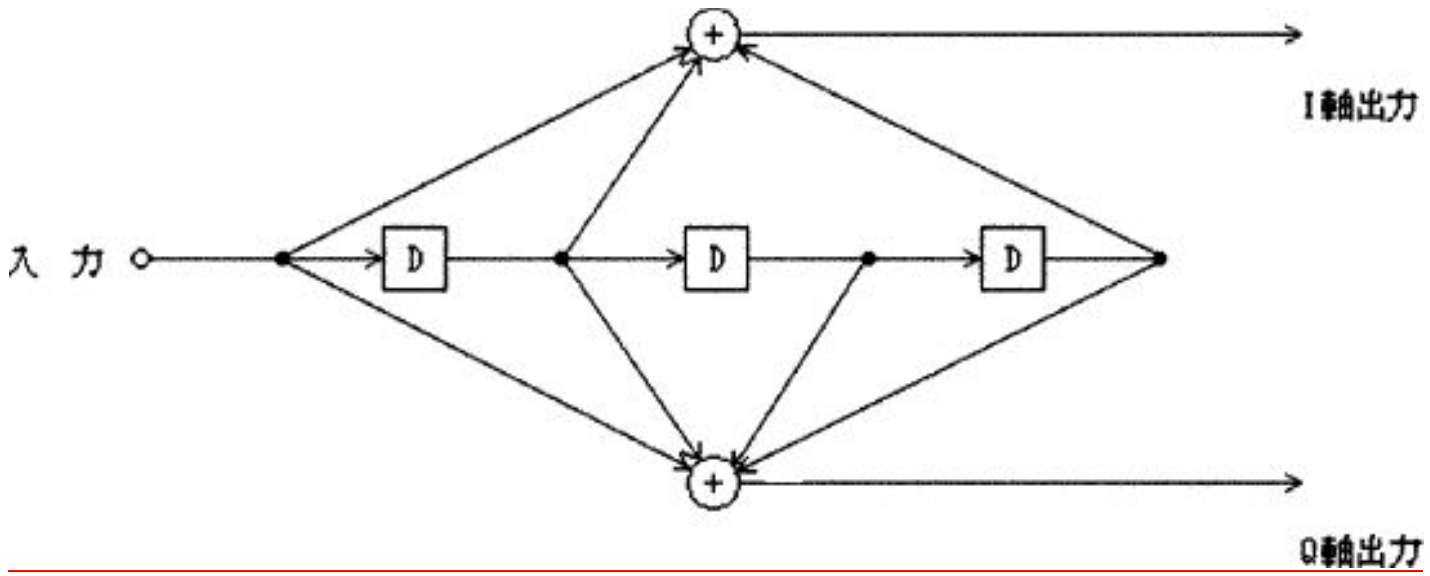

注１　Dは、１ビット遅延素子を表す。
　２　⊕は、排他的論理和の演算素子を表す。

別図第四号（第 10 条第３項及び第 11 条第１項関係）

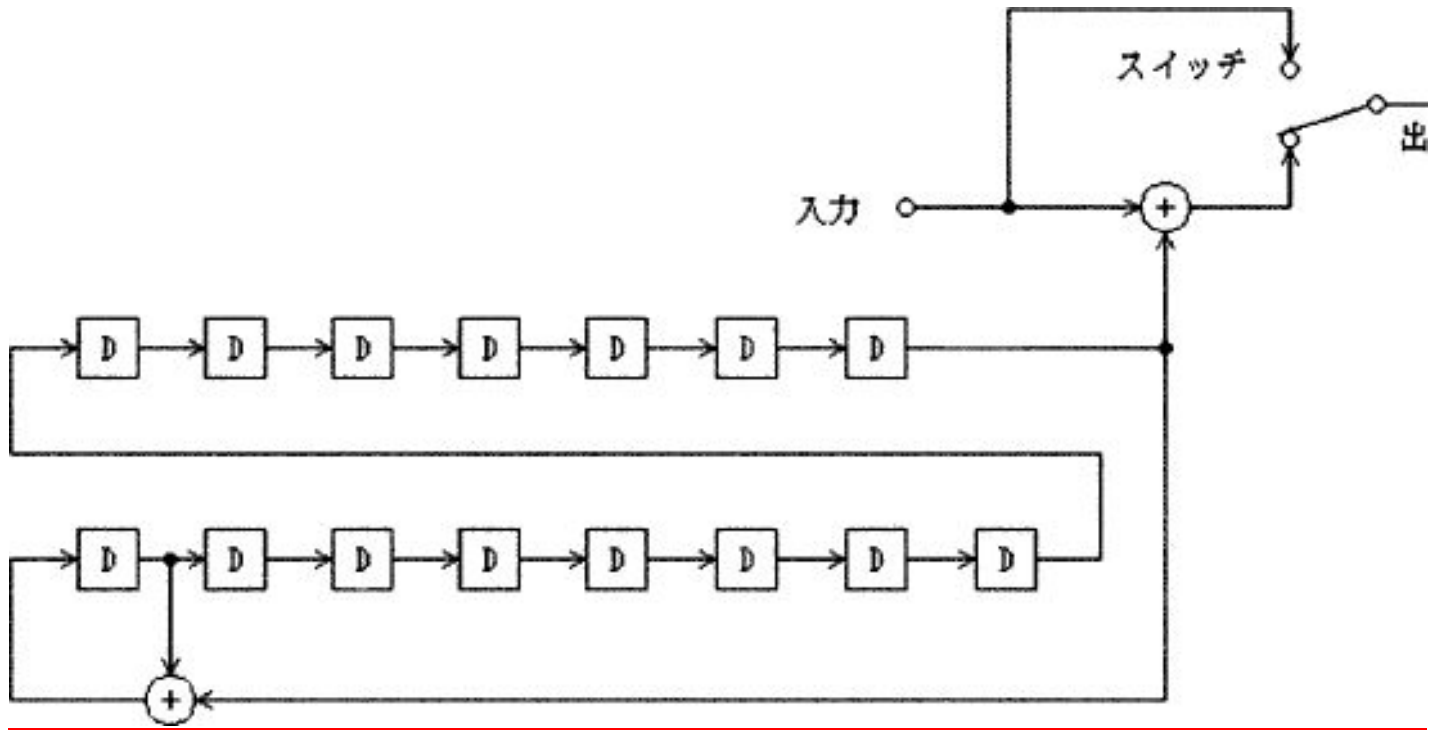

注１　Dは、１ビット遅延素子を表す。
　２　⊕は、排他的論理和の演算素子を表す。
　３　スイッチは、多重フレーム行列の第１列の第１行から第６行まで、第２列の第１行から第６行まで及び第３列の第１行から第４行までの符号を入力するときは上側に、その他のときは下側に接続するものとする。
　４　多重フレーム行列の第５行第３列の符号が読み出されるとき、全ての１ビット遅延素子の符号は「１」とする。

別図第五号（第 11 条第２項関係）

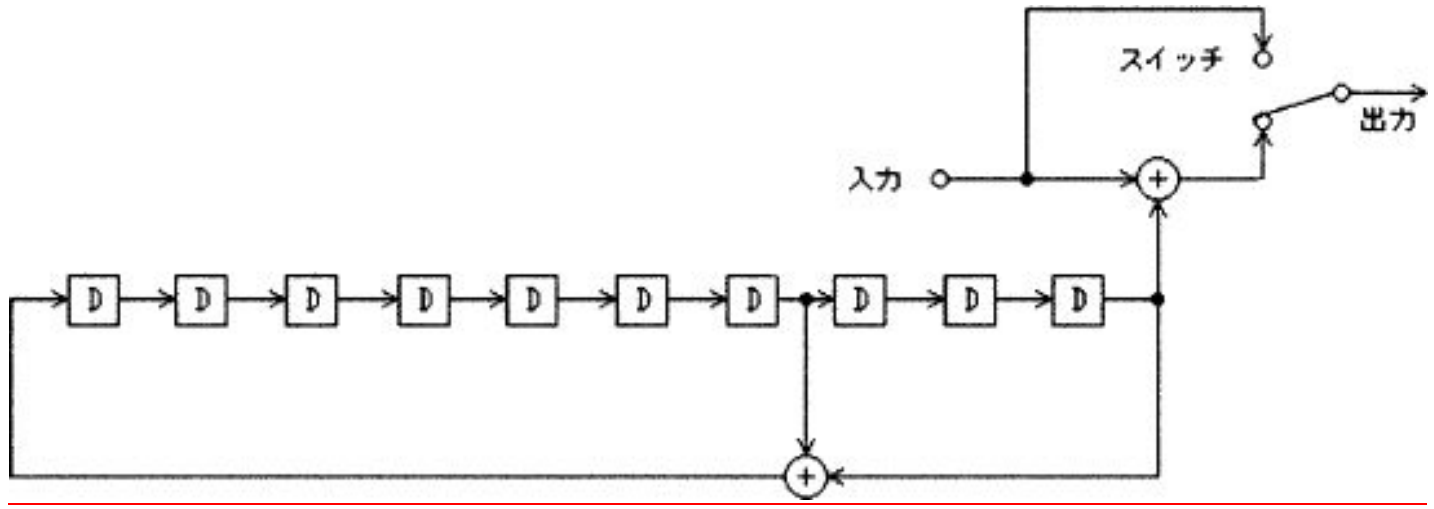

注１　Dは、１ビット遅延素子を表す。

２　⊕は、排他的論理和の演算素子を表す。

３　スイッチは、フレーム行列の第１列の第１行から第 16 行までの符号を入力するときは上側に、その他のときは下側に接続するものとする。

４　フレーム行列の第 17 行第１列の符号が読み出されるとき、全ての１ビット遅延素子の符号は「１」とする。

○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）　（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr>
<td>
別表第十四号　ＳＰシンボル及びＣＰシンボルの構成（第 14 条第１項関係）
（表略）
１　各レジスタの初期値は、以下のとおりとする。
(1)　地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送及びセグメント連結伝送放送であって１セグメント形式のＯＦＤＭフレームによるもの
（表略）
ただし、サブチャンネル番号とは、下図に示すように、６MHz 帯域幅を１／７MHz ごとに区切り、帯域の左端より番号付けしたものである。
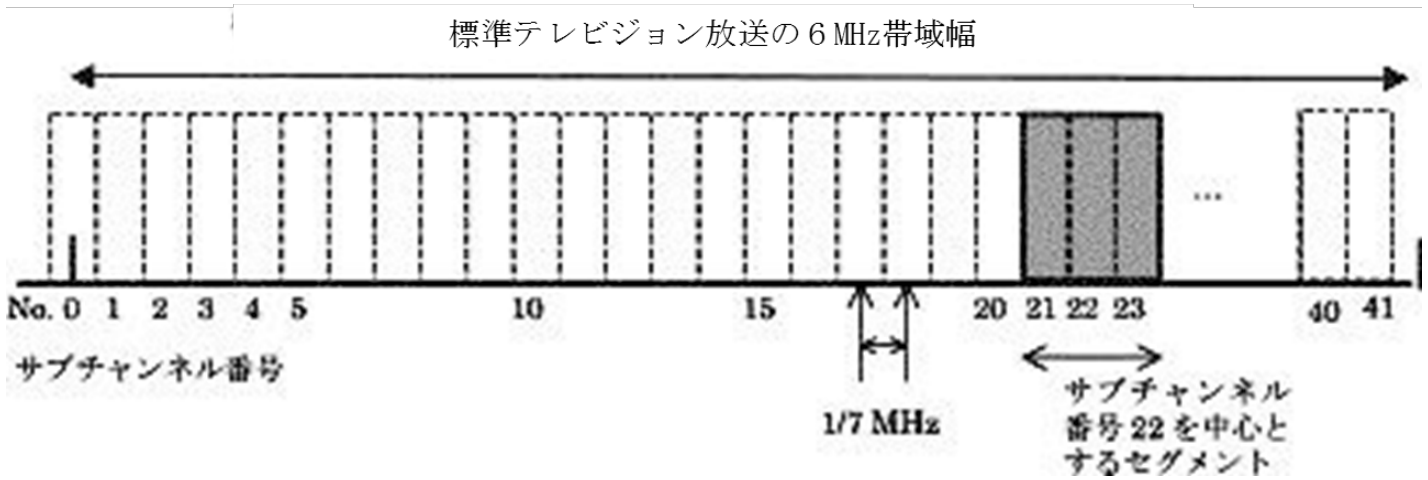

(2)　（略）
２・３　（略）
</td>
<td>
別表第十四号　（同左）
（同左）
１　（同左）
(1)　地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送及びセグメント連結伝送放送であって１セグメント形式のＯＦＤＭフレームによるもの
（同左）
ただし、サブチャンネル番号とは、下図に示すように、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 88 号）第４条に規定する６MHz帯域幅を１／７MHzごとに区切り、帯域の左端より番号付けしたものである。
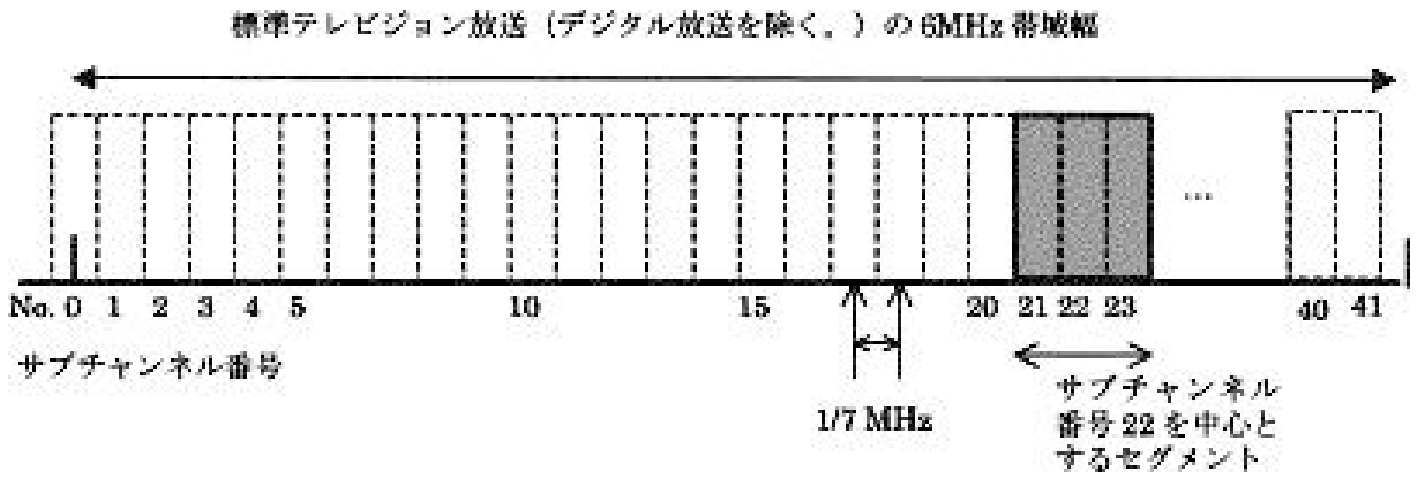

(2)　（同左）
２・３　（同左）
</td>
</tr>
</table>

○超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（スクランブル等） 第八条　超短波文字多重放送において有料放送を行う場合であって、文字信号にスクランブル（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次の各号によるものとする。 一　スクランブルを行う範囲については、総務大臣が別に告示するところによるものであること。 二　国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報を当該有料放送の電波に重畳する場合の送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。	（スクランブル等） 第八条　（同上） 一　（同上） 二　関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）を当該有料放送の電波に重畳する場合の送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

○超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（目的） 第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される超短波データ多重放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。	（目的） 第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される超短波データ多重放送（衛星基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行うための実用化試験局であって人工衛星に開設するものを含む。第六条を除き、以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。
（データ信号の構成） 第三条　データ信号（データチャネルを用いて伝送される信号のうち、超短波放送の関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報をいう。）以外の信号をいう。）の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。	（データ信号の構成） 第三条　データ信号（データチャネルを用いて伝送される信号のうち、超短波放送の関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）以外の信号をいう。）の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（準用規定）

第五条　超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）第九条から第十一条まで及び第十二条第一項（音声信号の送出手順に関する規定を除く。）、標準テレビジョン放送の標準方式第十八条第二項及び第三項並びに第二十条の規定は、衛星基幹放送局を用いて行う超短波データ多重放送について準用する。

（衛星基幹放送局等に適用する規定）

第六条　超短波データ多重放送を行うための衛星基幹放送局（内外放送を行うためのものに限る。）、衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送を行うための実用化試験局であって人工衛星に開設するものの送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

○衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（送信の方式） 第三条　送信の方式は、次の各号に掲げるもののいずれかでなければならない。	（送信の方式） 第三条　（同上） 一　超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）第九条から第十二条まで及び第十五条並びに標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第十八条第二項及び第三項、第十九条第一項から第三項まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項（第一号を除く。）並びに超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）第三条及び第四条に規定する方式であること。この場合において、次の表の第一欄に掲げる省令については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第一欄 超短波放送に関する送信の標準方式 第二欄 第十二条第二項 第三欄 疑似乱数符号重畳方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関す 第四欄 疑似乱数符号重畳方式（量子化された音声信号の標本値の符号系列に疑似乱数

る送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第二十一条第一項第二号に規定する疑似乱数符号重畳方式をいう。）	符号系列を重畳する方式をいう。）
スクランブル（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。）	スクランブル（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするため又は放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波

	第十五条
を電気的にかくはんすることをいう。以下同じ。） 関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。） 緊急警報信号を送る場合 衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二	関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。） 超短波放送により緊急警報信号を送る場合 この省令の音声信号に関する規定（第五条第一

	標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式
	第十八条第二項
項及びスクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。）	フレーム行列への符号の書き込み
十三年総務省令第九十四号）第三条第一項において適用するこの省令及び標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）の音声信号に関する規定（スクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。）	フレーム行列（三十二行六十四列の行列をいう。）への符号の書き込み

超短波データ多重放送に関する送信の標準方式	
第三条	第四条
超短波放送の関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）	スクランブル（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないよう
関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。）	スクランブル（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないよう

一　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第三条から第八条まで、第二十三条第二項から第四項まで及び第六十九条から第七十四条までに規定する方式（以下「狭帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第二十三条、第六十九条、第七十四条及び第七十九条から第八十一条までに規定する方式（以下「高度狭帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信する

二　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第三条から第八条まで、第二十三条第二項から第四項まで及び第六十九条から第七十四条までに規定する方式（以下「狭帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第二十三条、第六十九条、第七十四条及び第七十九条から第八十一条までに規定する方式（以下「高度狭帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信する

にするため又は放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。以下同じ。）

にするために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。以下同じ。）

ことができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」と、デジタル放送の標準方式第二十三条第二項中「輝度信号及び色差信号の標本値」とあるのは「被写体の輝度を表す信号（以下「輝度信号」という。）並びに被写体の色相及び彩度を表す信号（以下「色差信号」という。）の標本値」と、デジタル放送の標準方式第七十四条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第一号において適用するこの省令」と読み替えるものとする。

二　デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十七条、第二十三条及び第五十一条から第五十五条までに規定する方式（以下「広帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条、第四条第二項、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条、第十七条、第三十条第一項、第五十一条、第五十八条から第六十一条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一項に規定する方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業

ことができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」と、デジタル放送の標準方式第二十三条第二項中「輝度信号及び色差信号の標本値」とあるのは「被写体の輝度を表す信号（以下「輝度信号」という。）並びに被写体の色相及び彩度を表す信号（以下「色差信号」という。）の標本値」と、デジタル放送の標準方式第七十四条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令」と読み替えるものとする。

三　デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十七条、第二十三条及び第五十一条から第五十五条までに規定する方式（以下「広帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条、第四条第二項、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条、第十七条、第三十条第一項、第五十一条、第五十八条から第六十一条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一項に規定する方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業

者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と、デジタル放送の標準方式第五十三条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第三号において適用するこの省令第五章第二節」と、デジタル放送の標準方式第六十条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令第五章第三節」と読み替えるものとする。

（許容偏差等）

者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と、デジタル放送の標準方式第五十三条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第三号において適用するこの省令第五章第二節」と、デジタル放送の標準方式第六十条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第三号において適用するこの省令第五章第三節」と読み替えるものとする。

（許容偏差等）

第四条　前条第一号の送信の方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　搬送波を変調する各軸の信号の伝送速度は、超短波放送に関する送信の標準方式第十条第四項に規定する値から毎秒（廿）六〇ビットを超える偏差を生じないこと。

二　多重フレーム行列（超短波放送に関する送信の標準方式第十一条第二項に規定するフレームをいう。）の伝送速度は、超短波放送に関する送信の標準方式第十一条第五項に規定する値から毎秒（廿）一〇ビッ

第四条　前条第一号の送信の方式のうち、狭帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

トを超える偏差を生じないこと。

三　搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性の許容範囲は、別図第一に示すところによること。

四　総合周波数特性は、五〇Hzから一五、〇〇〇Hzまでの周波数の音声信号を伝送したとき、その特性曲線が別図第二に示す音声信号のプレエンファシスを行う場合の五〇マイクロ秒分の一に零点及び一五マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によって表される周波数特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間（これらの曲線上を含む。）にあること。

五　総合歪率は、次の表の上欄に掲げる周波数の音声信号の最大値（伝送可能な音声信号の最大振幅の値をいう。次号において同じ。）を伝送したとき、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

変調周波数	総合歪率
五〇Hz以上一〇、〇〇〇Hz未満	二パーセント
一〇、〇〇〇Hz以上一五、〇〇〇Hz未満	三パーセント

六　信号対雑音比は、一、〇〇〇Hzの周波数の音声信号の最大値を伝送したとき、五五dB以上であること。

七　前二号の規定を適用する場合は、一五マイクロ秒分の一に零点及び五〇マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によって表される周波数特性の回路によりディエンファシスを行うものとする。

2　前条第二号の送信の方式のうち、狭帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第一に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第二に示すところによること。

三　搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十条第二項に規定する値から、（廿）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第三に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第四に示すものであること。

2　前条第二号の送信の方式のうち、広帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第一に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第二に示すところによること。

三　搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から、（廿）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第三に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第五に示すものであること。

3　前条第一号の送信の方式のうち、高度狭帯域伝送方式による衛星一般

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第一に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第二に示すところによること。

三　（同上）

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第五に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第六に示すものであること。

3　前条第三号の送信の方式のうち、広帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第三に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四に示すところによること。

三　（同上）

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第五に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第七に示すものであること。

4　前条第二号の送信の方式のうち、高度狭帯域伝送方式による衛星一般

放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第一に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第二に示すところによること。

三　搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十九条第二項に規定する値から、（廿）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第六に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第七に示すものであること。

4　前条第二号の送信の方式のうち、高度広帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第一に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第二に示すところによること。

三　搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から（廿）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第八に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第九に示すものであること。

放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第三に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四に示すところによること。

三　（同上）

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第八に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第九に示すものであること。

5　前条第三号の送信の方式のうち、高度広帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第三に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四に示すところによること。

三　（同上）

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第十に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第十一に示すものであること。

別図第一　ろ波器の周波数特性（第４条第１項第３号関）

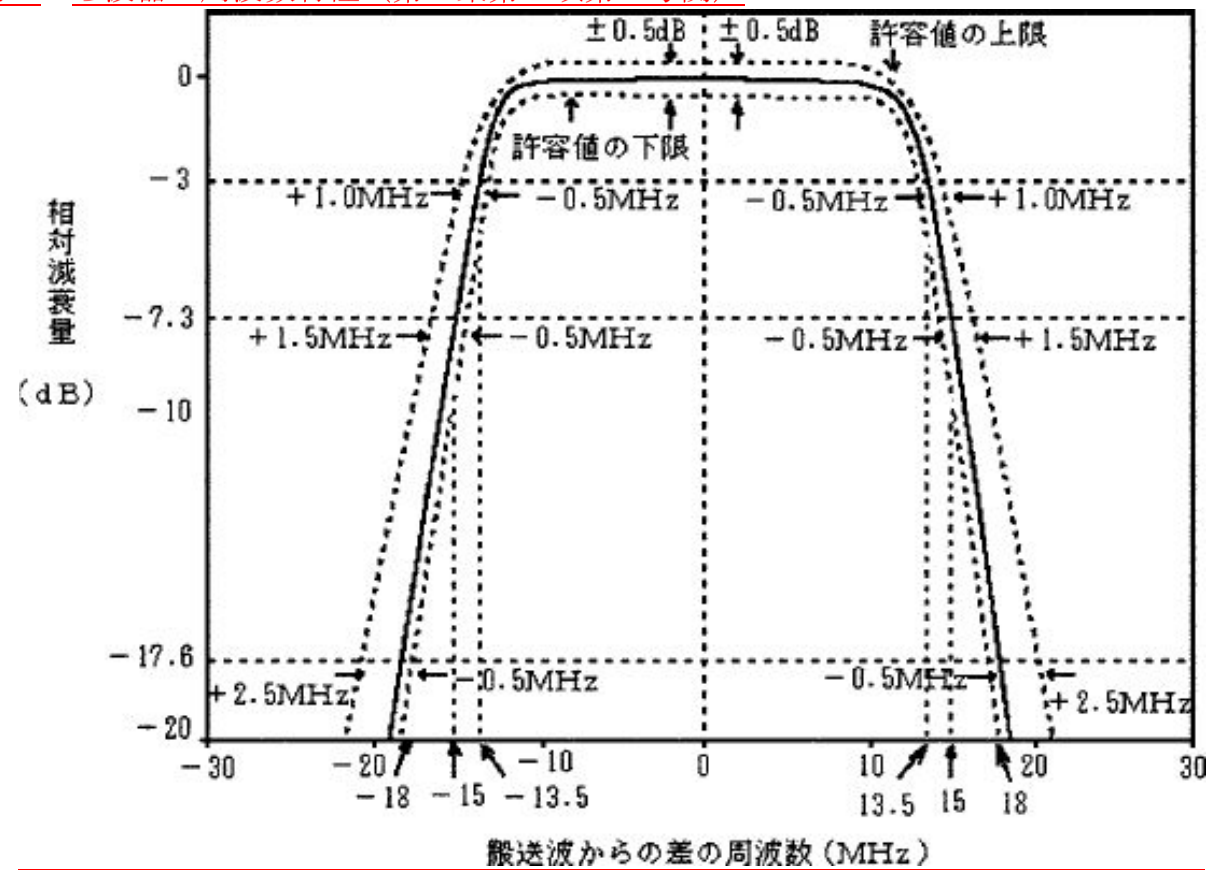

注１　相対減衰量は、搬送波周波数における振幅の自乗値を０dBとしたときの値（単位dB）とする。

２　ろ波器の振幅の自乗の周波数特性は、$\frac{1}{1+\left(\frac{f}{13.5}\right)^{14}}$（fは、MHzを単位とした搬送波周波数からの差の周波数）とする。

別図第二　音声信号のプレエンファシス特性（第４条第１項第４号関係）

別図第一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲（第４条第１項第１号、第４条第２項第１号、第４条第３項第１号及び第４条第４項第１号関係）

（図略）

別図第二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差（第４条第１項第２号、第４条第２項第２号、第４条第３項第２号及び第４条第４項第２号関係）

（図略）

別図第三　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第４条第１項第４号及び第４条第２項第４号関係）

（図略）

別図第四　アパーチャ補正（第４条第１項第５号関係）

（図略）

別図第五　アパーチャ補正（第４条第２項第５号関係）

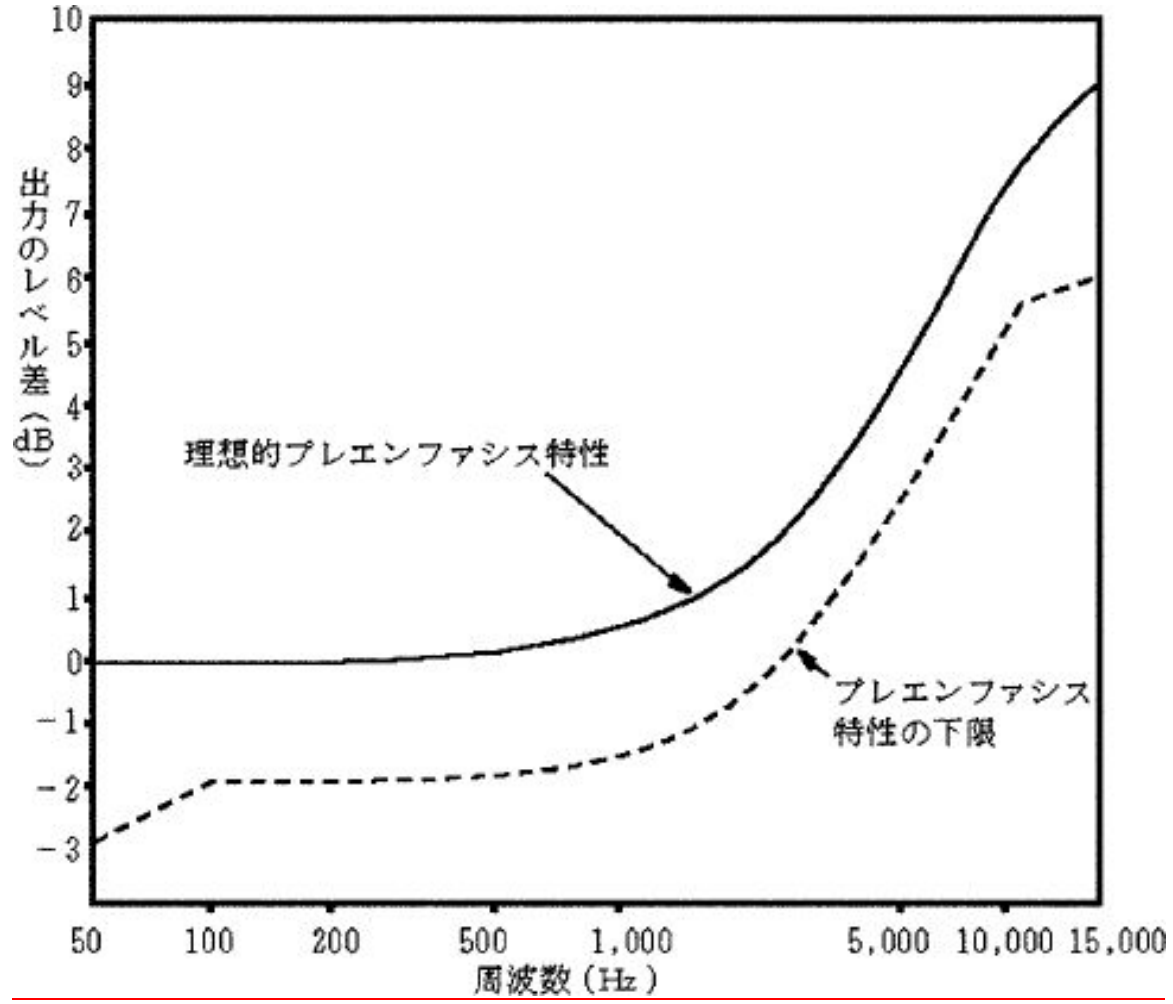

別図第三　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲（第４条第２項第１号、第４条第３項第１号、第４条第４項第１号及び第４条第５項第１号関係）

（同左）

別図第四　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差（第４条第２項第２号、第４条第３項第２号、第４条第４項第２号及び第４条第５項第２号関係）

（同左）

別図第五　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第４条第２項第４号及び第４条第３項第４号関係）

（同左）

別図第六　アパーチャ補正（第４条第２項第５号関係）

（同左）

別図第七　アパーチャ補正（第４条第３項第５号関係）

（図略） 別図第六　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第４条第３項第４号関係） （図略） 別図第七　アパーチャ補正（第４条第３項第５号関係） （図略） 別図第八　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第４条第４項第４号関係） （図略） 別図第九　アパーチャ補正（第４条第４項第５号関係） （図略）	（同左） 別図第八　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第４条第４項第４号関係） （同左） 別図第九　アパーチャ補正（第４条第４項第５号関係） （同左） 別図第十　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第４条第５項第４号関係） （同左） 別図第十一　アパーチャ補正（第４条第５項第５号関係） （同左）

○有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　有線放送設備の技術基準 第一節　通則（第三条―第八条） 第二節　デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第九条―第十二条） 第三節　標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第十三条―第十六条） 第四節　標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第十七条―第十九条） 第三章　雑則（第二十条） 附則	目次 第一章　（同上） 第二章　（同上） 第一節　（同上） 第二節　デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第九条―第十三条） 第三節　標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第十四条―第十七条） 第四節　標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第十八条―第二十条） 第五節　標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第二十一条―第二十三条） 第六節　標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第二十四条・第二十五条） 第三章　雑則（第二十六条） 附則

第一章　総則

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一～九　（略）

十　「デジタル有線テレビジョン放送方式」とは、第十一条第三項及び第四項に規定する信号により搬送波を変調する方式をいう。

十一　「標準デジタルテレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）のうち、地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送に係る標準方式に準拠する方式をいう。

十二　「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式をいう。

十三　「広帯域伝送デジタル放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方

第一章　（同上）

（定義）

第二条　（同上）

一～九　（同上）

十　（同上）

十一　（同上）

十二　（同上）

十三　（同上）

式をいう。

十四　「標準テレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号）、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）又は標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号）のうち、地上基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式をいう。

十五　「標準衛星テレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式若しくは標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式のうち一一・七ギガヘルツを超え一二・二ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局に係る標準方式又は標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式のうち衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第十四条（標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第二十四条において準用する場合を含む。）、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式第三条又は標準テレビジョン・デ

第二章　有線放送設備の技術基準

第一節　通則

（使用する光の波長）

第五条　有線放送設備のヘッドエンドから受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であって、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線に介在するものをいう。以下同じ。）までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合（第二十条第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送等を行う場合に限る。）にあっては、当該線路において有線テレビジョン放送等に使用する光の波長は、一、五三〇ナノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならない。

２　（略）

第二節　デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジータ多重放送に関する送信の標準方式第二十六条中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を用いる場合は二七MHz、電力拡散信号を用いない場合は二六・四MHz」とする。）をいう。

第二章　（同上）

第一節　（同上）

（使用する光の波長）

第五条　有線放送設備のヘッドエンドから受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であって、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線に介在するものをいう。以下同じ。）までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあっては、当該線路において有線テレビジョン放送等に使用する光の波長は、一、五三〇ナノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならない。

２　（同上）

第二節　（同上）

ョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（入力信号の条件）

第九条　デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子（総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第十三条及び第十七条において同じ。）における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う地上基幹放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（表略）

（搬送波の周波数）

第十条　受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数（当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有する周波

（入力信号の条件）

第九条　デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子（総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第十四条及び第十八条において同じ。）における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う地上基幹放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

（同上）

（搬送波の周波数）

第十条　受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数（当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有する周波

数帯の中央の周波数をいう。第十二条において同じ。）は、次の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であって、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。

九三、九九、一〇五、一一一、一一七、一二三、一二九、一三五、一四一、一四七、一五三、一五九、一六七、一七三、一七九、一八五、一九一、一九五、二〇一、二〇七、二一三、二一九、二二五、二三一、二三七、二四三、二四九、二五五、二六一、二六七、二七三、二七九、二八五、二九一、二九七、三〇三、三〇九、三一五、三二一、三二七、三三三、三三九、三四五、三五一、三五七、三六三、三六九、三七五、三八一、三八七、三九三、三九九、四〇五、四一一、四一七、四二三、四二九、四三五、四四一、四四七、四五三、四五九、四六五、四七三、四七九、四八五、四九一、四九七、五〇三、五〇九、五一五、五二一、五二七、五三三、五三九、五四五、五五一、五五七、五六三、五六九、五七五、五八一、五八七、五九三、五九九、六〇五、六一一、六一七、六二三、六二九、六三五、六四一、六四七、六五三、六五九、六六五、六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七一三、七一九、七二五、七三一、七三七、七四三、七四九、七五五、七六一

数帯の中央の周波数をいう。第十二条及び第十三条において同じ。）は、次の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であって、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。

（同上）

2　（略）

及び七六七メガヘルツ

2　（同上）

第十三条　受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）とが隣接して同時に行われる場合における搬送波（受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっているものについては、映像信号搬送波とする。）は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数の間隔は、映像信号搬送波の下側にあっては四・二二七メガヘルツ以上、上側にあっては七・七二七メガヘルツ以上であること。

二　デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあっては映像信号搬送波に対して（一）二四デ

第三節　標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

第十六条　受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）と受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）とが隣接して同時に行われる場合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

シベル以上（一）一〇デシベル以下、上側にあっては映像信号搬送波に対して（一）二二デシベル以上（一）八デシベル以下であること。

三　デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調となっているものに限る。）の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあっては映像信号搬送波に対して（一）一八デシベル以上（一）一〇デシベル以下、上側にあっては映像信号搬送波に対して（一）一六デシベル以上（一）八デシベル以下であること。

第三節　（同上）

第十七条　受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）とが隣接して同時に行われる場合における搬送波（受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっているものについては、映像信号搬送波とする。）は、次

一　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数とデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数（当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。）の間隔は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレ

の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数の間隔は、映像信号搬送波の下側にあっては四・〇八五メガヘルツ以上、上側にあっては七・八六九メガヘルツ以上であること。

二　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあっては映像信号搬送波に対して（一）二四デシベル以上（一）六デシベル以下、上側にあっては映像信号搬送波に対して（一）二二デシベル以上（一）一五デシベル以下であること。

2　受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等と受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等とが隣接して同時に行われる場合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　（同上）

ビジョン放送等の搬送波の下側にあっては五・八三五メガヘルツ以上、上側にあっては六・一一九メガヘルツ以上であること。

二　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。以下この号において同じ。）の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあってはデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して（一）一九デシベル以上（＋）一四デシベル以下、上側にあってはデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して（一）二〇デシベル以上（＋）一八デシベル以下であること。

三　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調となっているものに限る。以下この号において同じ。）の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあってはデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波

二　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。以下この号において同じ。）の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあっては、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して（一）一九デシベル以上（＋）一四デシベル以下、上側にあってはデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して（一）二〇デシベル以上（＋）一八デシベル以下であること。

三　（同上）

に対して（一）一二デシベル以上（十）二〇デシベル以下、上側にあってはデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して（一）八デシベル以上（十）一九デシベル以下であること。

第四節　標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

第十七条～第十九条　（略）

第四節　（同上）

第十八条～第二十条　（同上）

第五節　標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（搬送波の周波数）

第二十一条　受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の映像信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘ

ルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であって、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。

九一・二五、九七・二五、一〇三・二五、一〇九・二五、一一五・二五、一二一・二五、一二七・二五、一三三・二五、一三九・二五、一四五・二五、一五一・二五、一五七・二五、一六五・二五、一七一・二五、一七七・二五、一八三・二五、一八九・二五、一九三・二五、一九九・二五、二〇五・二五、二一一・二五、二一七・二五、二二三・二五、二五三・二五、二五九・二五、二六五・二五、二七一・二五、二七七・二五、二八三・二五、二八九・二五、二九五・二五、三〇一・二五、三〇七・二五、三一三・二五、三一九・二五、三二五・二五、三三一・二五、三三七・二五、三四三・二五、三四九・二五、三五五・二五、三六一・二五、三六七・二五、三七三・二五、三七九・二五、三八五・二五、三九一・二五、三九七・二五、四〇三・二五、四〇九・二五、四一五・二五、四二一・二五、四二七・二五、四三三・二五、四三九・二五、四四五・二五、四五一・二五、四五七・二五、四六三・二五、四七一・二五、四七七・二五、四八三・二五、四八九・二五、四九五・二五、五〇一・二五、五〇七・二五、五一三・二五、五一九・二五、五二五・二五、五三一・二五、五三七・二五、五四三・二五、五四九・二五、五五五・二五、五六一・二五、五六七・二五、五七三・

二五、五七九・二五、五八五・二五、五九一・二五、五九七・二五、六〇三・二五、六〇九・二五、六一五・二五、六二一・二五、六二七・二五、六三三・二五、六三九・二五、六四五・二五、六五一・二五、六五七・二五、六六三・二五、六六九・二五、六七五・二五、六八一・二五、六八七・二五、六九三・二五、六九九・二五、七〇五・二五、七一一・二五、七一七・二五、七二三・二五、七二九・二五、七三五・二五、七四一・二五、七四七・二五、七五三・二五、七五九・二五及び七六五・二五（いずれも（　〇・〇二三までを含む。）メガヘルツ）

2　前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該受信者端子を含む有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

（搬送波等の条件）

第二十二条　受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区分	条件

一　映像信号搬送波の周波数の許容偏差	（一）二〇キロヘルツ以内（ヘッドエンド以外の機器で周波数の変換が行われる映像信号搬送波の周波数については、別に定める値）
二　映像信号搬送波とこれに伴う音声信号搬送波の周波数間隔の許容偏差	（一）二キロヘルツ以内
三　ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性（映像信号搬送波の周波数を基準とする（一）五〇〇キロヘルツから（一）四メガヘルツまでの間において、その映像信号搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。）	㈠　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータ（映像信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものに限る。以下この表において同じ。）を使用する有線放送設備の場合にあつては、（一）二デシベル以内 ㈡　㈠以外の場合にあつては、（一）四デシベル以上（一）三デシベル以下
四　映像信号搬送波のレベル	㈠　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A = 62 + 10\log_{10}(Z/75)$ $B = 85 + 10\log_{10}(Z/75)$

	(二)　(一)以外の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 A＝60＋10ｌｏｇ$_{10}$（Ｚ／75） B＝85＋10ｌｏｇ$_{10}$（Ｚ／75）
五　映像信号搬送波のレベルの変動（交流電源に起因する電磁波によるものを除く。次項第一号において同じ。）	一分間において、四デシベル以内
六　映像信号搬送波のレベルと他の映像信号搬送波のレベルとの差	(一)　映像信号搬送波の周波数間隔が六・〇四六メガヘルツ以内の場合にあつては、三デシベル以内 (二)　(一)以外の場合にあつては、一〇デシベル以内
七　映像信号搬送波のレベルと当該搬送波に伴う音声信号搬送波のレベルとの差（映像信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項から十の項まで並びに次項及び次条第二号において同じ。）	(一)　音声信号搬送波の周波数より一、五〇〇キロヘルツ（（廿）四七キロヘルツまでを含む。）高い周波数の映像信号搬送波が使用される場合にあつては、（一）一四デシベル以上（一）九デシベル以下 (二)　(一)以外の場合にあつては、（一）

	一四デシベル以上（一）三デシベル以下
八　映像信号搬送波のレベルと雑音（ベッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差（業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再放送によるものを除く。）	㈠　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあっては、（一）四〇デシベル以下 ㈡　㈠以外の場合にあっては、（一）三八デシベル以下
九　映像信号搬送波のレベルと相互変調による電磁波（色信号副搬送波と音声信号搬送波の相互変調による電磁波のうち、これらの搬送波の周波数の差に等しい周波数のものを除	別図第九で示す値以下

く。別図第九において同じ。）のレベルとの差	
十　映像信号搬送波のレベルと当該搬送波の反射（くツドエンドの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十において同じ。）による電磁波のレベル（変調包絡線の最高尖頭における電磁波のレベルをいう。別図第十において同じ。）との差	別図第十で示す値以下
十一　混変調（二以上の変調波を一の増幅器で同時に増幅する場合において、増幅器の特性の非直線性により、一の変調波が他の変調波の変調信号によって変調される現象をいう。）による映像信号搬送波の変調度	(一)　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあつては、次に掲げる式により求められる値が（一）四二デシベル以下 $20\log_{10}[(a-b)/a]$ デシベル aは、映像信号搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、映像信号搬送波の変調包絡線

	の最低値における振幅とする。 (二)　(一)以外の場合にあつては、(一)の式により求められる値が（一）四〇デシベル以下
十二　交流電源に起因する電磁波による映像信号搬送波の変調度	十一の項の式により求められる値は、次のとおりであること。 (一)　電源の周波数が五〇ヘルツの場合 イ　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあつては、（一）五二デシベル以下 ロ　イ以外の場合にあつては、（一）五〇デシベル以下 (二)　電源の周波数が六〇ヘルツの場合 イ　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあつては、（一）四二デシベル以下 ロ　イ以外の場合にあつては、（一）四〇デシベル以下

十三　その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドの入力端子から受信者端子までのものに限る。）

映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。

2　受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の五の項及び八の項の規定は、適用しない。

一　保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
一　映像信号搬送波のレベルの変動	一分間において、四デシベル以内
二　映像信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）四〇デシベル以下 映像信号搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含

のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再放送によるものを除く。）	む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。以下この表において同じ。）のレベルとの差が（一）五九デシベル以下の場合	
	映像信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差が（一）五九デシベルを超え（一）四五デシベル以下の場合	（一）四二デシベル以下

二　受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件	
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した映像信号搬送波のレベルと雑音（ベッドエンドの映像信号搬送波の	映像信号搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装	（一）四二デシベル以下

入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差（業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再放送によるものを除く。）	置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。以下この表において同じ。）のレベルとの差が（一）五九デシベル以下の場合	（一）四四デシベル以下
	映像信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差が（一）五九デシベルを超え（一）四五デシベル以下の場合	

第二十三条　受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等と、送信の方式が超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）に準拠するものとなっている有線一般放送とが同時に行われる場合における当該有線一般放送の搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、七六メガヘルツから九〇メガヘルツまでの周波数以外の周波数を使用する場合であって、当該有線一般放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えない場合は、この限りでない。

一　超短波放送の信号搬送波の周波数と当該信号搬送波の上側に位置する映像信号搬送波の周波数との差（映像信号搬送波の周波数を減数として求められる値とする。）は、（一）五・二五メガヘルツ以下であること。

二　超短波放送の信号搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、（一）一〇デシベル以下であること。

第六節　標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（搬送波の周波数）

第二十四条　受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。一、一二六・二〇、一、一六四・五六及び一、二四一・二八メガヘルツ

（信号搬送波等の条件）

第二十五条　受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一　信号搬送波の周波数の許容偏差	（廿）一・五メガヘルツ以内

二　信号搬送波のレベル	次に掲げる式による値以上 $57+10\log_{10}(Z/75)$	
三　信号搬送波のレベルと他の信号搬送波のレベルとの差	六デシベル以内	
四　信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	(一)　周波数選択出力装置（線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であって、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。）を使用する有線放送設備の場合にあっては、（一）一五デシベル以下 (二)　(一)以外の場合にあっては、（一）一四デシベル以下	(一)　三次相互変調による妨害波の場合
五　信号搬送波のレベルと当該信号搬送波の反射（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十一において同じ。）による電磁波のレベルとの差	別図第十一で示す値以下	
六　信号搬送波のレベルと妨害波（ヘッ		

ドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。）のレベルとの差

であって、かつ、次のとおりであること。

イ　周波数選択出力装置を使用する有線放送設備の場合にあっては、

（一）三一デシベル以下

ロ　イ以外の場合にあっては、（一）

三六デシベル以下

（二）（一）以外の場合にあっては、（一）

三一デシベル以下

七　その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。）

映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。

2　受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適

用しない。

一　保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
一　信号搬送波のレベルと雑音（ベッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）一五デシベル以下
二　信号搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）二四デシベル以下

二　受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件

第三章　雑則

（使用する電磁波の条件）

第二十条　次の各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用

一　総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）一六デシベル以下
二　信号搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）二四デシベル以下

第三章　（同上）

（使用する電磁波の条件）

第二十六条　（同上）

する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

別図第一～別図第五　（略）

別図第六（第十五条の表の七の項関係）
（図略）

別図第七（第十五条の表の八の項関係）
（図略）

別図第八（第十九条第一項の表の六の項関係）
（図略）

一～四　（同上）

五　受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

六　受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

２　（同上）

別図第一～別図第五　（同左）

別図第六（第十六条の表の七の項関係）
（同左）

別図第七（第十六条の表の八の項関係）
（同左）

別図第八（第二十条第一項の表の六の項関係）
（同左）

	別図第九（第二十二条の表の九の項関係） （図略） 別図第十（第二十二条の表の十の項関係） （図略） 別図第十一（第二十五条の表の五の項関係） （図略）